

第 2 章 食品衛生関係事業

第1節 許可事務	39
1 食品衛生法関係	39
(1) 許可を要するもの	39
(2) 報告するもの	39
2 食品製造業等取締条例関係	39
(1) 許可を要するもの	39
(2) 届出を要するもの	39
3 許可業態の有効期間	39
第2節 監視指導業務	40
1 監視業務	40
2 監視対象	40
3 監視指導	40
第3節 食品衛生管理者	62
第4節 製品検査	63
第5節 シアン化合物含有豆類の処理状況	64
第6節 輸入食品対策	65
1 輸入食品対策実施結果	65
2 輸入食品の放射能検査結果	67
3 輸入農産物の残留農薬検査結果	69
4 都区の輸入食品監視結果	80
第7節 牛乳衛生	81
1 生乳の使用量と牛乳等の製造量	81
2 食品環境指導センター牛乳検査係	81
3 牛乳類の残留農薬の推移	81
4 乳及び輸入原材料等の放射能	82
第8節 食肉・水産食品衛生	87
1 と畜場及び食肉衛生検査所	87
2 市場衛生検査所	87
3 ふぐ	87
4 食鳥検査	94
第9節 食品汚染対策	96
1 魚介類等の水銀汚染調査結果	96
2 食品等のPCB汚染調査結果	97
3 魚介類のTBTO等汚染調査の結果	99
4 野菜類に含有される硝酸根等の実態調査結果	109
第10節 修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数	112
1 旅館及び宿泊所	112
(1) 月別学校数及び延利用人員数	112

(2) 依頼通知先件数	112
2 食事及び弁当調製所	113
(1) 月別学校数及び延利用人員数	113
(2) 依頼通知先件数	113
第11節 特殊事業	115
1 野菜・青果物の細菌及び寄生虫卵等の検査結果	115
2 学校給食用牛乳及び食品の検査結果	118
(1) 学校給食用牛乳の検査	118
(2) 学校給食用食品の検査	118
3 災害救助用食品の検査	118

第 2 章 食品衛生関係事業

第 1 節 許可事務

1 食品衛生法関係

(1) 許可を要するもの

食品衛生法第20条の規定により、都道府県知事が施設について基準を定め、同法第21条の規定に基づく許可を要する営業として、同法施行令第5条により34業種が指定されている。

多摩、島しょ地域においては、東京都保健所長委任規則により、30業種の許可の権限が保健所長に委任（一部委任をふくむ）され、特別区においては27業種が特別区長の権限として、また、東京都区長委任条項により3業種の許可の権限が特別区長に委任（一部委任を含む）されていた。

平成8年11月、食品衛生施行令第8条が削除され、平成9年4月、多摩、島しょ地域においては、これに伴う東京都保健所長委任規則の改正により、保健所長に残りの4業種が委任され、34業種の委任となった。特別区においては、残り7業種に対する権限が、特別区長に移管され、34業種の許可が特別区長の権限となった。ただし、卸売市場内については、知事の許可権限となっている。

(2) 報告するもの

食品衛生法施行細則第16条により、営業開始後10日以内に所轄保健所長に届出すべき営業が10業種指定されている。

2 食品製造業等取締条例関係

(1) 許可を要するもの

本条例第5条により許可を必要とする業種として7業種が指定されており、許可権限は、多摩、島しょ地域では東京都保健所長委任規則により保健所長に、特別区の区域においては東京都区長委任条項により特別区長に委任されている。ただし、特別区の区域の卸売市場内では、知事に許可の権限がある。

(2) 届出を要するもの

菓子、アイスクリーム類、魚介類（生きているものを除く）及びその加工品、豆腐及びその加工品、弁当類、ゆでめん類またはそう菜類の行商人に対しては、届出のうえ鑑札及び記章の交付を行っている。届出の受理、鑑札及び記章の交付については、多摩、島しょ地域では東京都保健所長委任規則により保健所長に、特別区の区域においては東京都区長委任条項により特別区長に委任されている。ただし、特別区の区域の卸売市場内では、知事に権限がある。

3 許可業態の有効期間

施設の耐久性、保全性などの程度により、4年、5年、6年、7年、8年の5種に区分けしている。ただし、行商鑑札及び記章の有効期間は、交付の日からその年の12月31日までである。

第 2 節 監視指導業務

1 監視業務

食品衛生監視員は、食品営業施設に立入り、関係法規に基づく監視指導、収去検査等の業務に従事している。

2 監視対象

食品衛生法及び食品製造業等取締条例による許可営業、報告営業並びにその他の食品取扱営業である。

3 監視指導

平成 8 年度の監視対象となった食品衛生営業施設及び監視指導件数は次表のとおりである。

食 品 衛 生 関 係

		総 計	(1)食品衛生 法第21条に 規定する 営業(総計)	飲 食 店 営 業							
				小 計	旅 館 ・ ホ テ ル	パ ー ・ キ ャ バ ル	一 般 飲 食 店	民 生 食 堂	す し 屋	そ ば 屋	仕 出 し 屋
7 年 度	全 都	500,175	299,024	188,103	2,696	5,911	133,311	114	8,075	6,814	1,624
	都	126,647	64,213	35,522	1,279	355	23,318	0	1,554	1,376	409
	区	373,528	234,811	152,581	1,417	5,556	109,993	114	6,521	5,438	1,215
8 年 度	全 都	502,436	301,089	189,249	2,633	5,847	134,455	105	8,038	6,892	1,732
	都	127,632	64,809	35,923	1,243	358	23,596	0	1,536	1,396	445
	区	374,804	236,280	153,326	1,390	5,489	110,859	105	6,502	5,496	1,287
	千代田	14,901	11,477	6,832	64	114	5,085	2	312	304	21
	中 央	21,955	15,922	10,808	53	2,171	6,661	2	454	288	48
	港	24,977	18,831	12,978	101	624	10,393	8	405	308	49
	新 宿	25,727	18,430	13,609	197	618	11,036	1	416	333	71
	文 京	9,056	5,880	3,784	63	44	2,802	9	160	149	27
	台 東	15,918	10,789	7,901	222	266	5,441	16	314	274	34
	墨 田	13,013	6,874	4,565	33	353	3,032	17	204	183	51
	江 東	14,636	9,274	5,196	31	31	3,583	8	220	182	71
	品 川	15,591	10,076	6,142	51	154	4,307	9	312	200	67
	目 黒	8,359	5,640	3,579	25	82	2,577	-	167	137	42
	大 田	29,734	15,081	8,946	74	168	5,954	2	379	331	100
	世田谷	24,816	12,413	7,465	12	32	5,332	8	353	302	86
	渋 谷	14,539	10,537	7,333	115	202	5,590	1	235	208	55
	中 野	9,933	5,932	3,933	10	36	2,941	4	234	161	32
	杉 並	14,826	8,675	5,616	20	57	4,055	-	283	243	48
	豊 島	14,612	10,047	6,967	133	170	5,271	5	295	225	67
	北	12,777	7,327	4,673	32	55	3,382	-	219	178	44
	荒 川	8,276	4,716	3,002	16	60	2,195	9	152	112	20
	板 橋	14,756	9,207	5,511	11	15	3,965	3	257	243	77
	練 馬	16,438	8,885	5,281	6	14	3,669	-	282	254	93
	足 立	18,471	11,738	7,192	56	18	4,999	1	336	353	68
	葛 飾	15,151	8,318	5,346	20	84	3,730	-	229	272	58
	江戸川	16,342	10,211	6,667	45	121	4,859	-	284	256	58
	青 梅	4,351	2,563	1,390	107	16	874	-	55	42	13
	福 生	5,790	3,282	1,953	23	37	1,341	-	57	73	27
	五日市	3,258	1,493	766	77	-	420	-	33	29	17
	八王子	15,544	8,369	4,534	70	37	3,154	-	186	136	49
	日 野	3,954	2,367	1,059	4	3	698	-	49	47	14
	多 摩	4,900	2,863	1,527	9	13	959	-	56	53	27
	町 田	11,273	5,278	2,917	17	30	2,109	-	136	97	26
	府 中	8,212	4,141	2,113	18	6	1,394	-	92	83	46
	武蔵調布	7,912	4,252	2,401	14	9	1,629	-	122	119	40
	小金井	6,861	2,973	1,815	11	34	1,195	-	79	80	22
	立 川	16,322	8,098	4,568	86	50	2,987	-	192	185	67
	武蔵野	7,355	3,991	2,438	12	80	1,792	-	98	74	16
	三 鷹	5,171	2,278	1,193	8	6	752	-	78	61	11
	田 無	5,835	2,732	1,570	7	11	1,053	-	78	68	10
	東久留米	4,645	2,177	1,159	8	7	696	-	66	68	21
	小 平	6,333	2,509	1,317	8	-	843	-	48	73	17
	東村山	5,365	3,193	1,740	16	6	1,168	-	89	95	18
	大 島	2,595	1,288	863	490	2	270	-	15	5	2
	三 宅	822	301	182	106	-	53	-	1	2	-
	八 丈	866	514	315	105	11	169	-	3	6	2
	小笠原	268	147	103	47	-	40	-	3	-	-

施設数（その1）

（平成9年3月末現在）

飲食店営業									喫茶店	
弁当屋	そば店	移動	臨時	許可ある 集団給食	自動車	自動 販売機	天ぷら船	屋形船	小計	店舗
7,919	8,816	942	2,442	6,902	553	1,704	87	193	26,678	1,443
1,808	1,974	156	985	1,674	164	470	0	0	6,304	284
6,111	6,842	786	1,457	5,228	389	1,234	87	193	20,374	1,159
7,909	8,708	868	2,496	6,964	583	1,745	74	200	27,349	1,430
1,836	1,991	134	1,005	1,713	207	463	0	0	6,463	281
6,073	6,717	734	1,491	5,251	376	1,282	74	200	20,886	1,149
262	81	2	16	458	5	106	—	—	2,134	93
337	140	5	132	404	24	73	4	12	1,654	55
254	135	37	12	454	11	155	9	23	2,511	101
209	190	27	78	325	15	93	—	—	1,736	124
168	121	20	2	185	4	30	—	—	516	19
187	209	86	646	121	14	34	7	30	678	95
200	237	26	79	104	6	14	2	24	395	24
237	288	35	16	273	35	138	12	36	1,160	39
233	345	37	—	291	19	87	10	20	1,323	34
158	195	18	6	151	6	15	—	—	474	28
492	541	56	252	365	59	160	6	7	1,372	41
381	458	45	41	348	15	52	—	—	833	47
261	220	37	95	260	17	37	—	—	1,109	136
173	176	15	6	122	8	15	—	—	322	35
277	329	35	3	233	8	25	—	—	475	41
281	286	18	7	172	7	30	—	—	751	49
189	342	35	7	142	8	40	—	—	525	28
91	246	29	—	58	4	9	—	1	202	23
316	334	30	8	197	12	43	—	—	722	11
321	367	25	32	167	21	30	—	—	470	63
435	658	60	4	123	23	49	4	5	641	21
307	453	19	42	102	10	17	3	—	379	22
304	366	37	7	196	45	30	17	42	504	20
73	78	5	16	73	6	32	—	—	240	7
103	81	3	124	58	8	18	—	—	346	8
40	47	1	70	21	4	7	—	—	107	7
210	216	10	155	204	34	73	—	—	861	23
73	52	6	3	84	6	20	—	—	466	5
94	79	12	98	85	12	30	—	—	322	24
116	141	11	26	121	33	54	—	—	488	20
114	108	8	64	128	22	30	—	—	601	21
103	140	8	57	128	15	17	—	—	370	20
91	97	10	69	118	1	8	—	—	165	14
269	213	20	220	181	17	81	—	—	889	30
59	133	3	23	123	6	19	—	—	429	51
71	80	1	9	95	7	14	—	—	260	6
87	127	6	23	84	5	11	—	—	254	8
104	108	10	4	47	7	13	—	—	144	2
94	94	1	9	95	16	19	—	—	261	7
116	131	6	19	59	7	10	—	—	232	6
11	42	11	7	1	—	7	—	—	16	10
2	11	—	6	1	—	—	—	—	3	3
5	12	—	1	—	1	—	—	—	7	7
1	1	2	2	7	—	—	—	—	2	2

食 品 衛 生 関 係

		営 業		菓 子 製 造 業							あ ん 類
		自 動 販 売 機	自 動 車	小 計	パ ン 製 造 業	生 菓 子 製 造 業	そ の 他 の 菓 子 製 造 業	移 動	臨 時	自 動 車	製 造 業
7 年 度	全 都	25,202	33	10,537	2,507	5,151	2,287	49	524	19	65
	都	6,004	16	2,863	684	1,414	504	9	242	10	12
	区	19,198	17	7,674	2,823	3,737	1,783	40	282	9	53
8 年 度	全 都	25,880	39	10,629	2,591	5,116	2,311	44	534	33	64
	都	6,160	22	2,913	712	1,428	506	6	247	14	13
	区	19,720	17	7,716	1,879	3,688	1,805	38	287	19	51
	千代田	2,041	—	188	59	83	43	3	—	—	—
	中 央	1,598	1	270	50	165	35	1	18	1	2
	港	2,410	—	325	78	206	39	—	2	—	1
	新 宿	1,611	1	325	93	168	42	—	21	1	3
	文 京	497	—	196	56	98	39	2	1	—	—
	台 東	583	—	516	58	180	134	11	132	1	—
	墨 田	371	—	281	56	122	101	—	2	—	3
	江 東	1,121	—	273	75	137	56	—	5	—	8
	品 川	1,288	1	242	78	99	64	1	—	—	2
	目 黒	444	2	224	63	122	38	—	—	1	1
	大 田	1,330	1	569	156	265	80	—	67	1	3
	世田谷	783	3	587	159	321	94	2	9	2	1
	渋 谷	972	1	300	84	161	48	—	2	5	1
	中 野	285	2	230	37	137	50	1	5	—	1
	杉 並	433	1	344	91	172	75	2	2	2	1
	豊 島	702	—	321	77	171	68	2	2	1	4
	北	495	2	267	76	123	63	—	5	—	2
	荒 川	179	—	227	41	50	134	2	—	—	2
	板 橋	711	—	328	98	169	56	—	4	1	9
	練 馬	407	—	459	121	196	130	8	4	—	—
	足 立	620	—	553	120	238	192	2	—	1	2
	葛 飾	356	1	356	73	143	134	1	4	1	3
	江 戸 川	483	1	335	80	162	90	—	2	1	2
	青 梅	233	—	117	25	69	20	1	2	—	2
	福 生	338	—	120	28	63	18	—	10	1	—
	五 日 市	100	—	84	21	44	5	—	14	—	—
	八 王 子	837	1	355	75	161	61	1	56	1	2
	日 野	460	1	82	23	41	16	—	1	1	—
	多 摩	297	1	165	37	59	27	1	38	3	—
	町 田	464	4	262	81	131	37	—	11	2	1
	府 中	579	1	138	39	75	17	—	7	—	1
	武蔵調布	346	4	193	43	101	19	2	28	—	—
	小 金 井	150	1	132	29	78	15	—	10	—	—
	立 川	857	2	355	82	152	66	1	54	—	—
	武蔵野	378	—	171	27	95	48	—	1	—	2
	三 鷹	252	2	84	20	54	9	—	—	1	2
	田 無	245	1	134	35	67	31	—	1	—	1
	東久留米	142	—	140	44	71	23	—	2	—	1
	小 平	254	—	137	42	65	24	—	2	4	—
	東村山	223	3	162	41	81	33	—	7	—	1
	大 島	5	1	51	7	17	25	—	1	1	—
	三 宅	—	—	10	1	2	5	—	2	—	—
	八 丈	—	—	17	10	2	5	—	—	—	—
	小笠原	—	—	4	2	—	2	—	—	—	—

施設数 (その2)

(平成9年3月末現在)

アイス クリーム 類製造業	乳処理業	特別牛乳 さく取 処理業	乳製品 製造業	集乳業	乳 類 販 売 業					食 肉 処理業
					小 計	専 業	シ ョ ウ ケース売	自 動 販売機	移 動 販売車	
1,430	14	0	89	0	36,022	1,409	22,792	11,688	133	987
337	10	0	35	0	9,501	384	6,161	2,881	75	172
1,093	4	0	54	0	26,521	1,025	16,631	8,807	58	815
1,583	14	0	90	0	36,114	1,378	22,504	12,105	127	1,000
393	10	0	36	0	9,470	374	6,034	2,993	69	173
1,190	4	0	54	0	26,644	1,004	16,470	9,112	58	827
51	-	-	-	-	1,859	16	781	1,060	2	14
58	-	-	2	-	1,195	23	502	670	-	24
96	-	-	2	-	1,979	32	810	1,130	7	87
84	1	-	10	-	1,573	36	805	732	-	42
47	-	-	-	-	738	31	465	241	1	13
50	-	-	2	-	841	23	581	237	-	25
43	-	-	4	-	733	49	529	155	-	25
44	-	-	1	-	1,385	51	677	656	1	41
57	-	-	1	-	1,268	45	687	535	1	50
29	-	-	3	-	653	30	422	198	3	17
75	-	-	4	-	2,023	95	1,237	676	15	53
59	1	-	6	-	1,630	82	1,158	382	8	31
63	-	-	1	-	971	18	510	443	-	22
27	-	-	2	-	600	37	459	103	1	26
29	-	-	-	-	977	31	753	191	2	16
55	-	-	1	-	952	27	612	313	-	36
36	1	-	4	-	855	42	609	203	1	25
33	-	-	1	-	566	33	401	132	-	35
62	-	-	2	-	1,192	51	861	280	-	53
67	-	-	1	-	1,075	35	909	127	4	49
45	-	-	3	-	1,410	93	1,104	213	-	90
37	1	-	3	-	933	67	682	182	2	24
43	-	-	1	-	1,236	57	916	253	10	29
11	-	-	-	-	428	19	269	137	3	5
15	-	-	-	-	436	16	244	176	-	9
25	1	-	1	-	251	12	176	55	8	2
54	-	-	3	-	1,256	48	762	435	11	24
18	1	-	1	-	452	19	237	190	6	2
16	-	-	3	-	425	20	257	147	1	2
39	1	-	1	-	832	33	565	209	25	13
25	2	-	5	-	708	15	348	343	2	12
14	-	-	5	-	561	22	410	125	4	3
13	-	-	1	-	399	19	286	93	1	11
50	1	-	3	-	1,069	51	651	364	3	44
34	-	-	1	-	512	12	270	229	1	3
12	-	-	-	-	349	23	224	101	1	9
13	-	-	-	-	366	17	240	109	-	2
8	-	-	1	-	334	19	240	75	-	11
11	-	-	1	-	389	13	271	104	1	7
21	1	-	6	-	474	14	361	97	2	11
10	1	-	1	-	126	2	122	2	-	1
-	1	-	2	-	35	-	35	-	-	2
4	1	-	1	-	55	-	55	-	-	-
-	-	-	-	-	13	-	11	2	-	-

食 品 衛 生 関 係

		食 品 販 売 業				食肉製品	魚 介 類 販 売 業				魚介類
		小 計	一 般	包 装	移 動 販売車	製造業	小 計	一 般	包 装	移 動 販売車	せり売業
7 年 度	全 都	14,484	6,111	8,309	64	225	14,810	6,628	7,817	365	26
	都	4,009	1,508	2,450	51	67	3,934	1,508	2,300	126	17
	区	10,475	4,603	5,859	13	158	10,876	5,120	5,517	239	9
8 年 度	全 都	14,467	5,913	8,492	62	217	14,776	6,465	7,944	367	26
	都	4,000	1,461	2,495	44	65	3,913	1,480	2,310	123	17
	区	10,467	4,452	5,997	18	152	10,863	4,985	5,634	244	9
	千代田	166	45	121	—	2	154	37	116	1	—
	中 央	316	136	180	—	2	1,355	1,180	160	15	7
	港	355	110	241	4	6	351	99	237	15	—
	新 宿	482	204	278	—	5	424	162	258	4	—
	文 京	251	108	143	—	2	243	91	147	5	—
	台 東	290	124	166	—	12	310	161	144	5	—
	墨 田	348	154	193	1	2	317	132	175	10	—
	江 東	476	194	282	—	7	465	191	245	29	—
	品 川	410	177	232	1	12	381	146	231	4	—
	目 黒	291	130	161	—	2	259	96	160	3	—
	大 田	797	343	454	—	5	863	426	418	19	2
	世田谷	809	338	467	4	16	754	288	451	15	—
	渋 谷	323	125	197	1	3	304	114	187	3	—
	中 野	334	135	198	1	10	307	113	189	5	—
	杉 並	578	268	310	—	13	483	182	298	3	—
	豊 島	422	174	248	—	8	374	143	230	1	—
	北	393	165	228	—	—	359	136	212	11	—
	荒 川	272	143	129	—	2	236	127	105	4	—
	板 橋	580	231	349	—	11	535	177	347	11	—
	練 馬	656	286	366	4	20	600	241	346	13	—
	足 立	787	358	427	2	7	704	297	367	40	—
	葛 飾	530	261	269	—	2	481	211	261	9	—
	江戸川	601	243	358	—	3	604	235	350	19	—
	青 梅	154	55	95	4	—	145	57	81	7	—
	福 生	169	55	114	—	7	159	54	104	1	—
	五日市	109	41	58	10	1	112	40	56	16	—
	八王子	543	175	361	7	7	549	224	315	10	1
	日 野	132	45	86	1	2	132	49	81	2	—
	多 摩	189	68	120	1	4	170	48	117	5	—
	町 田	328	85	224	19	3	316	93	201	22	—
	府 中	219	88	131	—	2	212	82	126	4	—
	武蔵調布	292	112	180	—	1	295	115	166	14	1
	小金井	203	73	130	—	9	180	62	116	2	—
	立 川	459	153	306	—	13	470	155	303	12	—
	武蔵野	179	39	140	—	2	177	82	91	4	—
	三 鷹	158	72	85	1	3	154	57	89	8	—
	田 無	167	84	83	—	2	156	57	92	7	—
	東久留米	168	59	109	—	5	156	58	97	1	1
	小 平	164	61	103	—	2	174	66	107	1	—
	東村山	237	97	139	1	1	221	77	137	7	—
	大 島	66	53	13	—	1	68	56	12	—	6
	三 宅	23	20	3	—	—	21	19	2	—	2
	八 丈	34	24	10	—	—	38	26	12	—	4
	小笠原	7	2	5	—	—	8	3	5	—	2

施設数（その3）

（平成9年3月末現在）

魚 ねり製品 製造業	食品の冷凍又は冷蔵業			食品の 放射線 照射業	清涼 飲料水 製造業	乳酸菌 飲料 製造業	水 雪 製 造 業			
	小 計	冷凍業	冷蔵業				小 計	水 雪 製造業	自動角水 製 造 業	自 動 販 売 機
280	407	171	236	0	78	9	102	36	56	10
42	118	74	44	0	30	6	42	17	23	2
238	289	97	192	0	48	3	60	19	33	8
270	409	180	229	0	76	9	101	38	53	10
42	119	77	42	0	27	6	41	16	22	3
228	290	103	187	0	49	3	60	22	31	7
6	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-
14	47	11	36	-	1	-	12	7	2	3
3	20	7	13	-	2	-	5	2	-	3
7	6	5	1	-	2	-	7	1	6	-
6	-	-	-	-	1	-	2	-	2	-
7	-	-	-	-	4	-	1	-	1	-
8	2	1	1	-	3	-	1	1	-	-
9	17	8	9	-	3	-	-	-	-	-
18	10	6	4	-	2	-	5	3	2	-
8	-	-	-	-	4	-	1	-	1	-
14	105	14	91	-	1	-	6	2	3	1
6	4	1	3	-	4	1	6	-	6	-
3	7	7	-	-	2	-	-	-	-	-
6	4	3	1	-	1	-	-	-	-	-
10	3	2	1	-	-	-	2	-	2	-
7	3	3	-	-	1	-	3	-	3	-
16	4	3	1	-	2	-	-	-	-	-
10	6	1	5	-	2	-	1	1	-	-
16	14	9	5	-	3	1	4	1	3	-
9	9	7	2	-	-	-	-	-	-	-
15	12	4	8	-	2	-	2	2	-	-
19	7	5	2	-	5	1	1	1	-	-
11	7	3	4	-	4	-	1	1	-	-
-	3	3	-	-	-	-	1	-	-	1
-	10	9	1	-	-	-	-	-	-	-
-	2	2	-	-	1	-	-	-	-	-
6	18	11	7	-	4	-	1	1	-	-
1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
5	3	2	1	-	3	1	1	-	-	1
2	4	4	-	-	-	-	1	-	1	-
3	13	9	4	-	2	1	2	1	1	-
-	8	5	3	-	3	-	1	-	1	-
-	1	-	1	-	-	-	3	2	-	1
4	19	14	5	-	3	1	1	1	-	-
6	2	1	1	-	1	-	1	-	1	-
1	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
3	2	1	1	-	1	-	-	-	-	-
1	4	4	-	-	1	-	1	-	1	-
3	2	2	-	-	2	2	-	-	-	-
-	5	3	2	-	3	1	1	1	-	-
6	9	3	6	-	-	-	19	4	15	-
-	5	-	5	-	1	-	2	2	-	-
-	4	1	3	-	2	-	4	2	2	-
1	2	-	2	-	-	-	2	2	-	-

食 品 衛 生 関 係

		氷 雪 販売業	食 用 油 脂 製 造 業			マーガリン又はショートニング製造業	み そ 製造業	しょう油 製造業	ソース類 製造業	酒 類 製造業	豆 腐 製造業
			小 計	動物性 油 脂	植物性 油 脂						
7 年 度	全 都	407	61	40	21	3	21	11	60	40	1,960
	都	58	17	8	9	0	7	5	24	34	477
	区	349	44	32	12	3	14	6	36	6	1,483
8 年 度	全 都	385	60	38	22	4	24	11	62	43	1,912
	都	55	17	8	9	1	9	5	25	34	464
	区	330	43	30	13	3	15	6	37	9	1,448
	千代田	11	-	-	-	-	2	-	2	-	14
	中 央	17	-	-	-	-	-	-	1	-	30
	港	20	-	-	-	-	1	-	1	1	34
	新 宿	9	3	2	1	-	-	-	-	-	49
	文 京	15	-	-	-	-	1	-	-	-	39
	台 東	22	-	-	-	-	1	-	1	-	62
	墨 田	13	17	17	-	-	-	-	-	2	59
	江 東	21	1	-	1	-	1	1	2	-	50
	品 川	20	-	-	-	-	1	-	3	1	55
	目 黒	6	2	1	1	-	1	-	2	-	33
	大 田	27	2	2	-	-	-	1	5	2	90
	世田谷	18	-	-	-	-	1	1	5	-	93
	渋 谷	10	-	-	-	-	-	-	1	-	38
	中 野	8	1	-	1	-	3	1	1	-	65
	杉 並	4	-	-	-	-	-	1	2	-	78
	豊 島	22	-	-	-	-	-	-	-	-	67
	北	18	2	1	1	1	1	-	2	2	76
	荒 川	13	4	4	-	-	-	-	-	-	58
	板 橋	8	3	1	2	-	-	-	2	-	73
	練 馬	9	1	-	1	-	1	-	-	-	103
	足 立	15	-	-	-	-	1	1	3	1	127
	葛 飾	14	5	2	3	1	-	-	2	-	90
	江戸川	10	2	-	2	1	-	-	2	-	65
	青 梅	3	-	-	-	-	1	1	-	3	25
	福 生	1	3	3	-	-	-	-	-	2	17
	五日市	1	-	-	-	-	-	1	1	2	11
	八王子	6	2	1	1	-	1	-	4	5	47
	日 野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13
	多 摩	1	-	-	-	-	-	-	2	-	12
	町 田	5	2	1	1	-	1	1	1	-	37
	府 中	4	1	1	-	-	2	-	6	2	33
	武蔵調布	4	1	-	1	1	2	-	5	2	28
	小金井	2	-	-	-	-	-	1	-	-	23
	立 川	5	1	1	-	-	1	1	2	2	52
	武蔵野	5	-	-	-	-	-	-	1	-	11
	三 鷹	1	1	1	-	-	-	-	1	-	22
	田 無	3	-	-	-	-	-	-	-	-	38
	東久留米	2	-	-	-	-	1	-	-	-	23
	小 平	1	-	-	-	-	-	-	-	-	24
	東村山	2	-	-	-	-	-	-	2	1	38
	大 島	3	5	-	5	-	-	-	-	4	6
	三 宅	3	1	-	1	-	-	-	-	2	2
	八 丈	3	-	-	-	-	-	-	-	8	2
	小笠原	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-

施設数 (その4)

(平成9年3月末現在)

納豆 製造業	めん類 製造業	そうざい 製造業	缶詰又は びん詰食 品製造業	添加物 製造業	(2)食品 製造業等 取締条例 に規定す る営業	行 商				
						小計	菓子	豆腐及 びその 加工品	弁当類	ゆで めん類
32	801	1,061	48	173	34,688	784	156	133	198	3
12	226	301	13	18	9,236	238	66	46	43	1
20	575	760	35	155	25,452	546	90	87	155	2
29	797	1,100	44	175	34,379	756	115	135	227	2
11	223	310	13	18	9,215	217	54	41	48	1
18	574	790	31	157	25,164	539	61	94	179	1
1	12	17	-	9	1,286	2	-	-	2	-
1	12	74	3	17	1,516	69	15	-	33	-
-	15	30	4	4	1,312	44	2	-	37	-
2	25	26	-	-	1,149	20	3	-	12	-
-	12	12	-	2	727	15	2	1	10	-
-	38	14	2	12	1,097	55	7	-	34	-
3	22	20	-	8	821	28	-	10	12	-
1	30	67	4	11	1,026	20	1	5	4	-
-	39	29	2	3	888	7	-	1	4	-
1	17	25	2	6	592	5	-	4	-	-
-	36	67	4	9	1,966	22	4	3	4	-
1	26	43	4	8	1,622	54	7	25	4	1
-	17	27	-	2	711	7	-	-	6	-
-	18	26	2	4	680	5	-	4	1	-
2	13	26	-	2	1,088	15	-	11	1	-
1	27	22	-	3	952	10	2	2	2	-
1	33	19	-	10	871	6	1	-	-	-
1	9	30	1	3	410	16	1	8	1	-
-	32	34	1	11	1,222	10	4	1	-	-
-	27	41	-	7	1,130	16	7	4	-	-
1	47	64	2	11	1,721	20	-	-	3	-
2	38	31	-	7	1,034	25	3	10	-	-
-	29	46	-	8	1,343	68	2	5	9	-
1	14	18	1	-	594	63	12	22	-	-
-	15	16	1	3	353	19	6	1	5	-
1	6	6	-	2	333	4	2	-	2	-
3	32	45	4	2	1,199	18	1	2	11	-
-	1	4	-	-	298	7	2	-	2	-
-	6	6	-	-	394	14	6	-	4	-
-	12	9	-	2	815	6	-	2	3	-
3	4	25	-	2	569	15	2	1	6	-
-	27	27	3	4	606	10	6	-	2	-
-	5	10	-	-	376	13	5	4	4	-
1	33	50	-	1	1,014	27	5	2	8	-
-	10	6	-	-	447	2	-	1	-	-
-	11	15	-	-	326	1	-	-	-	-
-	13	6	-	1	364	5	1	3	1	-
-	9	7	-	-	374	3	3	-	-	-
-	4	8	-	-	322	-	-	-	-	-
1	17	11	3	1	475	9	3	3	-	1
1	2	23	-	-	188	1	-	-	-	-
-	-	4	-	-	50	-	-	-	-	-
-	1	13	1	-	97	-	-	-	-	-
-	1	1	-	-	21	-	-	-	-	-

(注) 行商については平成8年12月末現在

食 品 衛 生 関 係

		行 商			つけ物 製造業	製 菓 材料等 製造業	粉 末 食 品 製造業	そうざい 半製品等 製 造 業	調味料等 製 造 業	魚介類 加工業	食 小 計
		そう菜類	アイスク リーム類	魚介類及 び加工品							
7 年 度	全 都	103	39	152	388	123	165	288	338	584	32,018
	都	64	4	14	120	30	43	84	92	138	8,491
	区	39	35	138	268	93	122	204	246	446	23,527
8 年 度	全 都	90	36	151	387	120	164	281	342	563	31,766
	都	50	4	19	126	34	43	86	97	134	8,478
	区	40	32	132	261	86	121	195	245	429	23,288
	千代田	-	-	-	1	1	-	-	5	2	1,275
	中 央	12	-	9	5	1	3	5	8	124	1,301
	港	-	1	4	8	4	3	2	12	7	1,232
	新 宿	-	4	1	6	1	2	8	8	12	1,092
	文 京	1	1	-	1	2	-	5	5	5	694
	台 東	4	8	2	13	4	3	9	9	5	999
	墨 田	3	1	2	12	5	2	7	11	12	744
	江 東	1	4	5	10	2	2	7	7	34	944
	品 川	-	-	2	6	5	9	10	4	10	837
	目 黒	-	-	1	2	2	11	4	8	7	553
	大 田	-	-	11	15	6	7	16	16	25	1,859
	世田谷	5	-	12	13	4	4	11	13	16	1,507
	渋谷	-	-	1	3	2	3	6	9	3	678
	中 野	-	-	-	5	3	3	4	7	3	650
	杉 並	-	1	2	6	6	4	6	6	8	1,037
	豊 島	2	-	2	10	3	5	13	10	5	896
	北	1	-	4	8	4	16	5	11	23	798
	荒 川	-	5	1	14	3	8	13	8	7	341
	板 橋	2	1	2	27	4	9	11	17	12	1,132
	練 馬	2	-	3	38	2	5	10	11	17	1,031
	足 立	1	-	16	33	12	11	16	25	12	1,592
	葛 飾	6	-	6	10	8	4	10	28	21	928
	江戸川	-	6	46	15	2	7	17	7	59	1,168
	青 梅	28	-	1	32	3	1	6	6	5	478
	福 生	4	-	3	5	-	1	5	1	3	319
	五日市	-	-	-	13	4	2	8	3	4	295
	八王子	-	-	4	8	2	7	10	19	9	1,126
	日 野	2	-	1	1	-	-	-	1	1	288
	多 摩	4	-	-	3	-	2	4	3	4	364
	町 田	-	-	1	7	3	6	9	3	4	777
	府 中	2	3	1	4	4	-	8	6	3	529
	武蔵調布	1	-	1	11	2	6	2	22	5	548
	小金井	-	-	-	1	1	1	3	2	1	354
	立 川	6	1	5	19	1	3	6	5	4	949
	武蔵野	-	-	1	1	2	-	4	4	7	427
	三 鷹	1	-	-	-	1	-	1	6	-	317
	田 無	-	-	-	3	1	1	7	2	4	341
	東久留米	-	-	-	4	1	2	2	-	3	359
	小 平	-	-	-	4	1	1	2	2	1	311
	東村山	2	-	-	7	1	4	8	10	2	434
	大 島	-	-	1	1	2	1	-	2	43	138
	三 宅	-	-	-	-	-	1	-	-	8	41
	八 丈	-	-	-	1	1	4	1	-	19	71
	小笠原	-	-	-	1	4	-	-	-	4	12

施設数 (その5)

(平成9年3月末現在)

料 品 等 販 売 業			(3)ふぐの 取扱規制 条例に規 定する 営 業	(4)食品衛生 法施行細則 16条に規定 する営業等 (総計)	集 団 給 食					小 計
店 舗	自 動 販売機	移 動 販売車			小 計	学 校	病 院 ・ 診 療 所	工 場 事 業 所	そ の 他	
29,782	1,696	540	3,304	163,159	6,576	2,922	698	1,523	1,433	6,100
8,008	366	117	248	52,950	1,622	668	198	232	524	1,371
21,774	1,330	423	3,056	110,209	4,954	2,254	500	1,291	909	4,729
29,454	1,799	513	3,428	163,540	6,432	3,022	680	1,316	1,414	6,154
7,967	396	115	255	53,353	1,698	723	206	219	550	1,413
21,487	1,403	398	3,173	110,187	4,734	2,299	474	1,097	864	4,741
1,117	137	21	235	1,903	119	28	14	75	2	28
1,178	102	21	662	3,855	214	25	10	156	23	90
1,096	109	27	454	4,380	209	67	20	79	43	139
991	75	26	289	5,859	278	71	21	131	55	115
657	34	3	73	2,376	147	45	15	36	51	157
947	34	18	186	3,846	162	52	20	45	45	117
707	26	11	81	5,237	182	91	48	25	18	110
817	94	33	100	4,236	200	77	13	40	70	103
706	121	10	75	4,552	254	114	34	90	16	377
492	55	6	49	2,078	102	58	10	15	19	303
1,645	178	36	95	12,592	272	171	19	33	49	460
1,422	64	21	86	10,695	301	174	23	23	81	495
636	33	9	179	3,112	178	37	27	66	48	97
587	44	19	51	3,270	161	91	10	21	39	163
948	86	3	59	5,004	195	125	15	10	45	301
838	42	16	107	3,506	169	94	19	27	29	180
784	10	4	48	4,531	215	126	24	41	24	385
330	4	7	50	3,100	112	72	14	21	5	194
1,099	27	6	53	4,274	320	159	41	73	47	48
1,000	14	17	41	6,382	210	81	15	19	95	123
1,513	50	29	73	4,939	294	193	29	58	14	241
878	36	14	45	5,754	198	156	15	3	24	236
1,099	28	41	82	4,706	242	192	18	10	22	279
459	13	6	7	1,187	86	48	13	3	22	32
293	25	1	9	2,146	56	39	7	3	7	85
269	4	22	4	1,428	60	11	7	-	42	74
1,041	72	13	39	5,937	262	162	38	4	58	165
261	20	7	6	1,283	64	46	3	7	8	34
342	21	1	31	1,612	69	7	9	20	33	35
717	38	22	18	5,162	137	50	17	9	61	129
489	39	1	13	3,489	72	7	6	22	37	70
519	23	6	16	3,038	115	32	9	34	40	71
344	7	3	12	3,500	71	27	4	6	34	92
891	49	9	20	7,190	195	86	27	49	33	64
414	13	-	28	2,889	43	19	5	13	6	50
301	13	3	7	2,560	81	22	10	8	41	94
312	18	11	17	2,722	70	21	6	20	23	33
345	10	4	8	2,086	92	44	22	4	22	44
298	12	1	11	3,491	80	30	9	7	34	155
410	19	5	7	1,690	87	42	13	4	28	37
138	-	-	-	1,119	30	21	-	2	7	137
41	-	-	-	471	7	5	-	1	1	9
71	-	-	1	254	18	3	1	1	13	3
12	-	-	1	99	3	1	-	2	-	-

食 品 衛 生 関 係

		許可を要しない食品製造業				許可を要しない食品					
		製粉・精米・精麦業	つけ物製造業	その他の食品製造業		小計	魚介類加工品販売業	乳製品販売業	アイスクリーム類販売業	野菜果物販売業	菓子(パン含む)販売業
				一般食品	乳肉食品						
7年度	全都	3,586	1,412	1,012	90	133,843	13,588	17,718	22,081	11,955	30,141
	都	663	455	241	12	42,336	5,145	6,360	7,150	3,489	7,621
	区	2,923	957	771	78	91,507	8,443	11,358	14,931	8,466	22,520
8年度	全都	3,591	1,443	1,029	91	134,273	13,590	17,745	22,109	12,018	30,210
	都	668	484	249	12	42,586	5,168	6,399	7,179	3,515	7,667
	区	2,923	959	780	79	91,687	8,422	11,346	14,930	8,503	22,543
	千代田	15	3	10	-	1,679	144	435	187	152	527
	中央	45	12	22	11	3,083	156	219	292	426	661
	港	82	32	24	1	3,554	253	442	505	276	701
	新宿	91	9	15	-	5,256	293	610	604	383	1,250
	文京	117	16	24	-	1,941	177	142	339	227	509
	台東	95	17	5	-	3,254	259	301	627	239	1,032
	墨田	93	2	4	11	4,845	536	574	1,271	328	1,107
	江東	61	8	30	4	3,590	396	326	560	301	858
	品川	125	231	19	2	3,063	312	271	446	298	720
	目黒	116	124	53	10	1,545	104	165	132	329	370
	大田	287	22	119	32	10,473	1,113	1,354	1,722	1,066	2,365
	世田谷	258	123	114	-	9,139	676	998	1,245	732	2,104
	渋谷	69	3	24	1	2,765	300	615	346	101	1,146
	中野	151	8	2	2	2,750	275	282	316	370	662
	杉並	149	110	41	1	4,057	389	655	710	462	727
	豊島	132	3	45	-	2,808	316	476	289	403	721
	北	206	154	25	-	3,452	393	470	557	302	617
	荒川	153	1	39	1	2,617	163	147	336	208	1,233
	板橋	6	15	27	-	3,519	172	252	820	268	916
	練馬	71	32	20	-	5,863	802	957	972	469	1,377
	足立	193	1	47	-	3,858	214	346	885	330	1,234
	葛飾	191	22	23	-	4,681	501	875	993	402	742
	江戸川	217	11	48	3	3,895	478	434	776	431	964
	青梅	12	3	17	-	970	51	65	160	118	328
	福生	24	30	29	2	1,856	147	434	262	100	368
	五日市	11	49	14	-	1,091	42	83	209	59	297
	八王子	110	26	29	-	4,601	680	706	854	598	1,027
	日野	30	2	2	-	1,044	99	101	216	82	224
	多摩	32	2	1	-	1,362	117	185	191	120	218
	町田	90	10	25	4	4,355	411	721	684	278	929
	府中	46	20	4	-	2,800	388	396	447	195	486
	武蔵調布	38	20	11	2	2,658	442	208	724	113	336
	小金井	51	35	5	1	2,503	336	438	395	189	183
	立川	12	13	36	3	5,541	686	809	692	438	1,006
	武蔵野	23	2	25	-	2,350	324	238	458	248	498
	三鷹	55	36	3	-	1,906	55	498	333	158	313
	田無	12	14	7	-	2,406	465	186	655	121	540
	東久留米	32	5	7	-	1,530	197	234	209	148	259
	小平	57	75	23	-	2,629	455	667	310	156	173
	東村山	18	10	9	-	1,447	108	250	186	204	241
	大島	11	125	1	-	903	105	127	122	106	137
	三宅	1	7	1	-	354	44	44	46	42	47
	八丈	3	-	-	-	200	3	2	18	34	42
	小笠原	-	-	-	-	80	13	7	8	8	15

施設数 (その6)

(平成9年3月末現在)

販売業			食器具容器包装・おもちゃ					添加物	添加物	乳さく
主食 販売業	酒類・ 調味料 販売業	その他の 食品 販売業	小計	食器具容 器包装 製造業	食器具容 器包装 販売業	おもちゃ 製造業	おもちゃ 販売業	製造業	販売業	取業
6,144	13,998	18,218	7,549	160	4,193	294	2,902	54	8,754	283
1,773	5,028	5,770	2,922	7	1,795	10	1,110	6	4,411	282
4,371	8,970	12,448	4,627	153	2,398	284	1,792	48	4,343	1
6,363	13,978	18,260	7,600	160	4,228	294	2,918	54	8,771	256
1,800	5,053	5,805	2,966	7	1,823	10	1,126	6	4,429	255
4,563	8,925	12,455	4,634	153	2,405	284	1,792	48	4,342	1
67	103	64	50	—	26	1	23	2	25	—
59	282	988	327	35	250	—	42	7	134	—
207	400	770	117	1	97	—	19	—	361	—
214	701	1,201	196	—	127	3	66	—	14	—
130	204	213	108	2	69	3	34	1	22	—
136	292	368	224	16	118	44	46	5	84	—
193	496	340	78	14	17	24	23	—	22	—
223	237	689	165	1	89	1	74	—	178	—
325	233	458	136	17	82	—	37	—	722	—
125	159	161	59	5	36	1	17	1	68	—
412	1,121	1,320	933	3	349	6	575	1	453	—
364	1,241	1,779	515	2	336	1	176	—	245	—
124	129	4	65	—	45	—	20	3	4	—
146	223	476	98	10	31	—	57	3	95	—
189	255	670	140	8	92	—	40	5	306	—
148	235	220	83	3	52	1	27	9	257	—
222	381	510	152	8	101	—	43	—	327	—
152	214	164	148	1	23	82	42	1	28	—
250	343	498	241	6	179	27	29	9	137	—
157	331	798	162	—	96	1	65	—	23	1
243	392	214	99	6	55	16	22	—	447	—
289	550	329	356	13	84	44	215	—	283	—
188	403	221	182	2	51	29	100	1	107	—
64	94	90	30	—	16	—	14	—	27	42
66	116	363	78	—	52	—	26	—	46	25
36	84	281	75	—	38	—	37	—	106	22
168	390	178	436	—	215	—	221	—	473	—
62	135	125	82	—	55	—	27	—	59	—
69	205	257	79	—	49	—	30	—	65	2
162	333	837	190	—	75	5	110	2	315	34
62	435	391	291	—	146	—	145	—	249	7
48	169	618	99	—	36	5	58	2	85	8
84	383	495	204	—	151	—	53	—	623	7
167	926	817	343	1	294	—	48	—	975	72
118	233	233	215	—	150	—	65	—	231	—
69	379	101	119	1	98	—	20	—	358	2
54	180	205	76	—	52	—	24	—	134	3
58	218	207	210	—	139	—	71	—	197	13
312	325	231	196	—	107	—	89	—	429	2
98	231	129	94	1	71	—	22	1	24	—
38	116	152	39	4	25	—	10	1	5	4
40	45	46	70	—	35	—	35	—	28	3
21	46	34	24	—	11	—	13	—	—	9
4	10	15	16	—	8	—	8	—	—	—

食 品 衛 生 関 係 施 設

		総 計	(1)食品衛生 法第21条に 規定する 営業(総計)	飲食店営業	喫茶店営業	菓子製造業	あ ん 類 製 造 業	ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	乳 処 理 業
7 年 度	全 都	987,369	587,218	275,366	21,355	28,879	749	3,632	283
	都	459,919	239,227	64,599	6,843	7,368	227	883	255
	区	527,450	347,991	210,767	14,512	21,511	522	2,749	28
8 年 度	全 都	959,344	583,520	284,363	13,511	29,076	692	3,697	224
	都	428,329	229,747	62,384	3,697	7,142	254	1,000	195
	区	531,015	353,773	221,979	9,814	21,934	438	2,697	29
千代田		18,579	13,201	9,289	526	827	-	71	-
中 央		20,705	13,279	8,847	473	801	15	121	-
港		21,789	15,810	11,978	920	527	16	85	-
新 宿		34,179	26,265	18,609	1,113	1,179	18	141	1
文 京		20,166	14,112	8,279	479	1,011	-	139	-
台 東		43,713	28,208	20,634	470	2,012	-	137	-
墨 田		23,650	11,988	6,724	134	930	21	122	-
江 東		17,710	12,383	6,631	1,014	664	53	112	-
品 川		17,294	10,514	6,353	376	635	3	85	-
目 黒		11,019	7,877	5,066	75	570	29	56	-
大 田		45,542	29,449	16,366	687	2,094	44	297	-
世田谷		21,316	15,153	8,833	478	934	1	96	-
渋谷		12,412	10,097	7,217	225	448	24	105	-
中 野		14,796	11,474	7,614	361	498	9	38	-
杉 並		24,008	14,883	8,906	193	793	2	59	-
豊 島		28,537	18,628	12,043	397	1,293	47	144	-
北		24,433	14,757	8,736	519	815	19	74	21
荒 川		13,114	8,796	5,484	182	600	55	66	-
板 橋		20,260	13,561	7,776	199	840	39	124	-
練 馬		18,158	10,922	5,166	101	1,163	-	183	-
足 立		21,673	13,810	8,252	282	911	7	146	-
葛 飾		32,976	20,248	12,062	430	1,312	18	116	7
江戸川		24,986	18,358	11,114	180	1,077	18	180	-
青 梅		4,359	3,200	1,777	60	178	36	8	-
福 生		7,249	4,586	2,910	40	189	-	25	-
五日市		7,132	2,789	1,589	32	210	-	66	3
八王子		24,439	12,340	7,167	158	1,001	13	136	-
日 野		8,695	5,070	2,827	123	474	-	43	2
多 摩		8,613	4,376	2,627	83	334	-	74	-
町 田		14,324	7,372	4,172	134	482	4	136	3
府 中		11,300	6,364	4,022	199	430	3	78	4
武蔵調布		7,949	4,533	2,800	25	314	-	19	-
小金井		9,760	5,004	2,690	42	400	-	30	-
立 川		14,850	9,233	4,998	314	703	-	78	2
武蔵野		8,605	5,658	3,392	86	351	30	78	-
三 鷹		10,177	4,400	2,345	115	212	59	12	-
田 無		9,760	5,629	3,256	43	387	-	31	-
東久留米		6,709	4,072	2,095	27	421	4	25	-
小 平		6,803	3,620	2,308	46	324	-	33	-
東村山		6,901	3,198	1,599	72	226	41	37	1
大 島		3,957	2,666	1,660	23	94	-	25	33
三 宅		3,805	1,422	498	11	40	-	-	-
八 丈		1,942	1,156	634	7	40	-	25	18
小笠原		839	450	247	3	17	-	-	-
市 場		233,864	119,515	5,715	1,717	11	-	-	-
センター		8,332	5,311	832	-	304	64	41	129
芝浦食肉		7,114	7,114	163	246	-	-	-	-
多摩食肉		831	669	61	91	-	-	-	-

監視指導数（その1）

（平成8年度）

特別牛乳 さく取 処理業	乳製品 製造業	集乳業	乳類販売業	食肉処理業	食肉 販売業	食肉製品 製造業	魚介類 販売業	魚介類 せり売業
0	688	22	47,200	4,680	45,071	913	138,689	3,113
0	547	19	15,532	2,779	18,594	381	112,067	3,113
0	141	3	31,668	1,901	26,477	532	26,622	0
0	569	0	43,065	11,398	43,791	984	132,536	2,994
0	424	0	13,831	7,203	17,109	363	107,311	2,992
0	145	0	29,234	4,195	26,682	621	25,225	2
-	-	-	1,178	92	603	7	465	-
-	4	-	599	92	794	7	1,080	-
-	4	-	1,024	124	476	22	461	-
-	25	-	1,438	288	1,634	47	1,225	-
-	-	-	1,330	171	1,208	14	1,074	-
-	8	-	1,570	182	1,391	66	1,246	-
-	20	-	1,169	249	1,066	21	1,116	-
-	4	-	1,124	207	961	30	1,057	-
-	1	-	874	161	817	80	791	-
-	1	-	535	81	658	2	564	-
-	10	-	3,004	381	2,830	25	2,695	2
-	7	-	1,536	140	1,444	47	1,210	-
-	-	-	509	83	664	6	610	-
-	4	-	792	166	921	24	763	-
-	-	-	1,605	85	1,391	29	1,443	-
-	-	-	1,502	200	1,343	48	1,114	-
-	31	-	1,511	166	1,127	1	1,064	-
-	1	-	654	156	650	10	573	-
-	5	-	1,280	202	1,234	45	1,229	-
-	2	-	1,274	77	1,216	36	1,250	-
-	1	-	1,230	480	856	20	807	-
-	11	-	1,712	286	1,885	11	1,561	-
-	6	-	1,784	126	1,513	23	1,827	-
-	-	-	345	36	290	-	321	-
-	-	-	384	71	380	40	347	-
-	3	-	316	16	239	1	225	-
-	7	-	1,146	105	1,146	26	916	1
-	1	-	565	17	499	16	417	-
-	4	-	425	15	357	15	347	-
-	2	-	777	38	745	8	732	-
-	11	-	444	49	523	4	424	-
-	10	-	359	21	400	2	373	-
-	1	-	595	35	528	15	519	-
-	12	-	994	92	835	31	760	-
-	2	-	429	85	558	19	470	-
-	-	-	456	45	502	8	439	-
-	-	-	521	11	646	3	527	-
-	1	-	412	31	506	2	428	-
-	2	-	233	88	216	13	233	-
-	10	-	382	48	333	4	299	-
-	28	-	235	4	170	4	180	17
-	1	-	266	38	254	-	272	4
-	18	-	125	-	118	-	128	1
-	-	-	65	-	50	-	55	-
-	-	-	3,156	82	6,357	-	98,028	2,968
-	311	-	789	102	821	152	871	1
-	-	-	321	5,862	522	-	-	-
-	-	-	91	312	114	-	-	-

食 品 衛 生 関 係 施 設

		魚肉ねり	食品の冷凍	食品の放射	清涼飲料水	乳酸菌飲料			食用油脂
		製品製造業	又は冷蔵業	線照射業	製造業	製造業	氷雪製造業	氷雪販売業	製造業
7年度	全都	1,285	1,286	0	580	129	254	703	155
	都	253	822	0	339	127	155	393	39
	区	1,032	464	0	241	2	99	310	116
8年度	全都	1,128	1,042	0	525	92	165	673	130
	都	248	747	0	303	84	103	310	58
	区	880	295	0	222	8	62	363	72
	千代田	10	1	-	-	-	-	6	-
	中央	39	31	-	-	-	-	13	-
	港	8	18	-	-	-	8	16	-
	新宿	36	41	-	10	-	12	18	4
	文京	41	-	-	12	-	12	38	-
	台東	38	-	-	6	-	-	25	-
	墨田	65	3	-	12	-	-	6	19
	江東	28	13	-	10	-	-	22	-
	品川	50	4	-	10	-	2	26	-
	目黒	27	-	-	11	-	-	2	-
	大田	75	66	-	4	-	13	23	4
	世田谷	11	4	-	2	1	4	24	-
	渋谷	12	3	-	3	-	-	8	-
	中野	18	4	-	1	-	-	7	-
	杉並	29	2	-	-	-	-	2	-
	豊島	37	15	-	18	-	5	28	-
	北	68	13	-	29	-	-	33	10
	荒川	38	13	-	13	-	1	11	10
	板橋	55	19	-	9	1	1	13	6
	練馬	22	14	-	-	-	-	5	2
	足立	44	13	-	14	-	-	18	-
	葛飾	89	5	-	35	6	-	13	7
	江戸川	40	13	-	23	-	4	6	10
	青梅	-	10	-	-	-	-	1	-
	福生	-	44	-	-	-	-	-	1
	五日市	-	4	-	3	-	-	-	-
	八王子	48	50	-	4	-	2	6	2
	日野	6	1	-	2	-	-	-	-
	多摩	8	4	-	18	2	-	2	-
	町田	17	8	-	-	-	1	5	2
	府中	9	19	-	4	-	1	4	2
	武蔵調布	-	9	-	3	-	1	3	3
	小金井	-	1	-	-	-	4	2	-
	立川	16	36	-	4	2	7	-	2
	武蔵野	24	10	-	12	-	-	8	-
	三鷹	-	-	-	-	-	-	2	-
	田無	9	-	-	1	-	-	4	-
	東久留米	10	5	-	-	-	-	1	-
	小平	9	8	-	6	5	-	2	-
	東村山	-	2	-	11	-	-	-	-
	大島	18	26	-	-	-	34	6	15
	三宅	-	5	-	-	-	2	15	-
	八丈	-	2	-	2	-	-	1	-
	小笠原	1	3	-	-	-	2	-	-
	市場	64	251	-	-	-	31	248	-
	センター	9	249	-	233	75	18	-	31
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-
	多摩食肉	-	-	-	-	-	-	-	-

監視指導数 (その2)

(平成8年度)

マーガリン 又はショー トニング 製造業	みそ製造業	しょう油 製造業	ソース類 製造業	酒類製造業	豆腐製造業	納豆製造業	めん類 製造業	そうざい 製造業
18	40	36	169	129	5,189	60	2,197	3,910
6	14	27	89	85	1,289	28	610	1,617
12	26	9	80	44	3,900	32	1,587	2,293
17	47	26	172	132	5,389	53	2,364	4,246
7	20	17	74	91	1,404	19	621	1,622
10	27	9	98	41	3,985	34	1,743	2,624
-	2	-	4	-	71	-	8	35
-	-	-	-	-	90	1	12	242
-	1	-	1	8	56	-	17	33
-	-	-	-	-	189	5	103	127
-	5	-	-	-	178	-	63	53
-	-	-	3	-	241	-	117	39
-	-	-	-	7	116	9	56	109
-	1	3	4	-	141	-	72	185
-	1	-	1	1	120	1	75	34
-	-	-	1	-	106	-	43	45
-	-	-	16	10	377	-	146	262
-	1	1	4	-	194	-	65	112
-	-	-	-	-	97	-	44	39
-	5	-	-	-	146	-	39	57
-	-	3	4	-	260	-	35	42
-	-	-	-	-	203	1	84	104
3	7	-	9	15	230	9	105	107
-	-	-	-	-	128	1	26	117
-	-	-	14	-	227	-	98	98
-	2	-	-	-	175	-	67	160
-	2	2	2	-	266	1	158	289
-	-	-	20	-	245	6	220	182
7	-	-	15	-	129	-	90	153
-	5	2	-	7	64	1	19	40
-	-	-	-	1	57	-	44	52
-	-	3	3	6	37	-	23	10
-	1	-	15	7	128	4	117	131
-	-	-	-	-	57	-	3	17
-	-	-	6	-	37	-	6	12
-	-	2	1	-	53	7	27	15
-	1	-	3	12	71	2	3	38
5	-	-	10	1	66	-	69	32
-	-	1	-	-	77	-	22	42
-	1	1	1	2	141	1	93	107
-	-	-	3	-	47	-	45	9
-	-	-	-	-	124	-	51	30
-	-	-	-	-	160	-	26	4
-	1	-	-	-	76	-	25	2
-	-	-	-	-	61	-	11	22
-	-	-	3	-	96	1	17	13
-	-	-	-	16	18	2	8	50
-	-	-	-	-	7	-	-	9
-	-	-	-	8	8	-	-	21
-	-	-	-	-	-	-	2	5
-	-	-	-	-	-	-	-	887
2	11	8	29	31	19	1	10	74
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-

食 品 衛 生 関 係 施 設

		缶詰又は びん詰食品 製造業	添 加 物 製 造 業	(2)食品製造 行等取締条 例に規定お 営業(総計)	行 商	つ け 物 製 造 業	製菓材料等 製 造 業	粉 末 食 品 製 造 業	そうざい 半製品等 製 造 業
7 年 度	全 都	120	318	121,627	3,984	2,165	176	310	467
	都	45	82	73,003	2,219	1,459	41	132	113
	区	75	236	48,624	1,765	706	135	178	354
8 年 度	全 都	83	336	105,916	4,022	1,053	197	277	425
	都	28	86	58,482	2,139	502	57	107	115
	区	55	250	47,434	1,883	551	140	170	310
千代田		-	6	2,294	46	-	-	-	-
中 央		1	17	3,237	350	13	1	4	13
港		5	2	1,117	164	11	6	-	1
新 宿		2	-	2,497	43	21	2	5	19
文 京		-	5	2,016	94	5	12	-	20
台 東		3	20	2,963	161	23	6	4	6
墨 田		-	14	2,116	61	18	10	3	6
江 東		26	21	2,582	131	16	-	1	9
品 川		2	11	967	9	5	4	13	14
目 黒		-	5	626	1	7	-	3	1
大 田		3	15	4,013	122	30	5	11	17
世田谷		2	2	1,787	86	23	5	4	18
渋 谷		-	-	810	4	2	1	3	6
中 野		1	6	1,211	5	11	1	2	4
杉 並		-	-	1,919	24	4	6	5	11
豊 島		-	2	3,551	141	16	5	8	24
北		-	35	2,056	29	30	14	32	28
荒 川		1	6	623	35	17	4	18	18
板 橋		3	44	1,741	13	53	22	24	14
練 馬		-	7	1,801	73	104	1	6	24
足 立		2	7	2,061	17	45	13	6	5
葛 飾		4	5	2,940	183	45	16	14	7
江 戸 川		-	20	2,506	91	52	6	4	45
青 梅		-	-	719	15	83	5	5	14
福 生		-	1	446	27	7	-	1	3
五 日 市		-	-	543	-	34	5	-	24
八 王 子		1	2	1,778	110	13	6	2	12
日 野		-	-	725	150	6	-	-	-
多 摩		-	-	680	74	-	-	5	2
町 田		-	1	1,134	20	3	3	1	9
府 中		-	4	720	142	5	2	-	10
武蔵調布		4	4	568	74	8	6	4	4
小 金 井		-	-	787	156	7	1	-	1
立 川		-	-	1,270	73	27	2	9	9
武蔵野		-	-	578	2	3	2	-	4
三 鷹		-	-	907	58	-	-	-	8
田 無		-	-	730	8	2	-	-	6
東久留米		-	-	549	2	11	1	2	-
小 平		-	-	324	-	11	1	1	1
東村山		2	1	421	12	12	-	8	6
大 島		-	-	446	3	4	5	3	-
三 宅		-	-	329	-	-	-	-	-
八 丈		-	-	185	-	1	-	2	1
小笠原		-	-	88	-	-	11	-	-
市 場		-	-	43,126	1,213	251	-	-	-
センター		21	73	1,267	-	14	7	64	1
芝浦食肉		-	-	-	-	-	-	-	-
多摩食肉		-	-	162	-	-	-	-	-

監視指導数（その3）

（平成8年度）

調味料等 製造業	魚介類 加工業	食料品等 販売業	(3)ふぐ取扱 規制条例に 規定する営 業	(4)食品衛生法 施行細則16条 に規定する営 業等（総計）	集団給食	食 品 製 造 業	食 品 販 売 業	食器具容器 包装・詰め 製造・販売 業
590	2,678	111,257	22,852	255,672	9,612	4,519	221,255	13,763
156	1,646	67,237	18,804	128,885	2,749	1,944	111,951	8,948
434	1,032	44,020	4,048	126,787	6,863	2,575	109,304	4,815
620	1,970	97,352	24,114	245,794	17,985	3,662	205,749	12,487
216	986	54,360	20,196	119,904	5,180	919	102,057	8,614
404	984	42,992	3,918	125,890	12,805	2,743	103,692	3,873
9	5	2,234	291	2,793	239	42	2,199	226
5	279	2,572	466	3,723	191	3	3,506	18
9	16	910	556	4,306	252	527	3,003	162
9	30	2,368	303	5,114	611	73	4,372	47
21	21	1,843	106	3,932	496	97	3,252	64
13	6	2,744	325	12,217	483	24	11,357	253
30	32	1,956	128	9,418	395	53	8,377	572
4	60	2,361	124	2,621	584	16	1,884	95
5	27	890	78	5,735	686	177	4,485	43
3	14	597	78	2,438	345	119	1,806	147
25	55	3,748	47	12,033	855	168	10,521	369
10	20	1,621	138	4,238	497	309	3,130	204
4	-	790	177	1,328	328	28	972	-
9	2	1,177	66	2,045	449	32	1,499	35
14	13	1,842	80	7,126	526	30	5,983	308
18	14	3,325	235	6,123	577	43	5,182	153
26	70	1,827	84	7,536	840	394	5,649	207
7	16	508	74	3,621	602	102	2,454	359
56	31	1,528	74	4,884	538	1	4,339	-
12	24	1,557	94	5,341	358	14	4,834	111
21	28	1,926	161	5,641	1,079	188	3,856	160
77	76	2,522	110	9,678	1,210	47	8,019	302
17	145	2,146	123	3,999	664	256	3,013	38
16	2	579	19	421	143	-	240	2
1	-	407	12	2,205	69	170	1,661	168
3	8	469	10	3,790	214	101	2,979	242
18	18	1,599	407	9,914	543	111	8,367	572
2	1	566	7	2,893	257	16	2,169	288
4	2	593	70	3,487	198	19	2,819	283
11	66	1,021	77	5,741	268	49	4,543	585
9	3	549	58	4,158	305	36	3,181	423
51	7	414	20	2,828	232	16	2,336	205
9	-	613	29	3,940	152	30	3,220	340
4	8	1,138	20	4,327	408	63	3,438	249
6	6	555	59	2,310	202	42	1,870	139
-	-	841	32	4,838	300	75	3,535	732
-	1	713	26	3,395	283	57	2,744	165
-	3	530	23	2,065	334	-	1,527	127
2	2	306	19	2,840	283	68	2,043	123
2	3	378	9	3,273	389	48	2,530	238
4	137	290	-	845	151	5	657	26
-	23	306	-	2,054	54	2	1,484	294
-	20	161	1	600	36	-	491	60
-	14	63	2	299	11	-	245	43
-	649	41,013	19,296	51,927	348	-	48,462	3,117
74	13	1,094	-	1,754	-	11	1,516	193
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	162	-	-	-	-	-	-

食 品 衛 生 関 係 施

設 監 視 指 導 数 (そ の 4)

		添 加 物 製 造 業	添 加 物 販 売 業	乳 さ く 取 業
7 年 度	全 都	58	6,393	72
	都	35	3,186	72
	区	23	3,207	0
8 年 度	全 都	51	5,775	85
	都	34	3,015	85
	区	17	2,760	0
千代田		-	87	-
中 央		-	5	-
港		-	362	-
新 宿		2	9	-
文 京		-	23	-
台 東		4	96	-
墨 田		-	21	-
江 東		-	42	-
品 川		-	344	-
目 黒		-	21	-
大 田		-	120	-
世田谷		-	98	-
渋 谷		-	-	-
中 野		2	28	-
杉 並		-	279	-
豊 島		2	166	-
北		-	446	-
荒 川		1	103	-
板 橋		6	-	-
練 馬		-	24	-
足 立		-	358	-
葛 飾		-	100	-
江戸川		-	28	-
青 梅		-	-	36
福 生		-	137	-
五日市		-	224	30
八王子		-	321	-
日 野		-	163	-
多 摩		-	168	-
町 田		-	290	6
府 中		-	213	-
武蔵調布		-	39	-
小金井		-	198	-
立 川		-	169	-
武蔵野		-	57	-
三 鷹		-	196	-
田 無		-	146	-
東久留米		31	46	-
小 平		-	323	-
東村山		-	68	-
大 島		3	3	-
三 宅		-	220	-
八 丈		-	-	13
小笠原		-	-	-
市 場		-	-	-
センター		-	34	-
芝浦食肉		-	-	-
多摩食肉		-	-	-

第 3 節 食 品 衛 生 管 理 者

製造または加工の過程において、特に衛生上の考慮を必要とするとして政令で定める食品または添加物の製造または加工を行う営業者は、その製造または加工を衛生的に管理させるためその施設ごとに専任の食品衛生管理者をおき、食品衛生に違反することのないように製造または加工に従事する者を監視しなければならない。

政令で定める食品または添加物とは、全粉乳、加糖粉乳、調整粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂、マーガリン、ショートニング及び添加物である。

食品衛生管理者数（資格・業種別）

食 品 又は添加物	医 歯 科 医 師	薬 劑 師	獣 医 師	医 薬 学 学 ・ 歯 獣 医 科 学	畜 産 学	水 産 学	農 芸 化 学	指 修 定 了 養 成 施 設 を	指 修 定 了 講 習 会 者 を	総 数
平成 8 年 度 計	4	62	17	3	34	22	63	32	125	362
全粉乳、加糖粉乳 又は調整粉乳	0	1	0	0	1	1	1	1	0	5
食 肉 製 品	2	1	14	1	30	11	7	24	55	145
魚 肉 ハ ム 、 魚 肉 ソ ー セ ー ジ	0	0	0	0	0	2	1	0	1	4
放 射 線 照 射 食 品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食 用 油 脂	0	2	0	0	1	3	2	0	1	0
マ ー ガ リ ン 又 は シ ョ ー ト ニ ン グ	0	1	0	0	0	2	2	0	0	5
添 加 物	2	57	3	2	2	3	50	7	68	194

第 4 節 製 品 検 査

製品検査制度は食品衛生法第14条の規定に基づいて、厚生大臣、都道府県知事又は厚生大臣が指定した者が公衆衛生上の見地から販売の用に供する食品添加物のうち、特に指定するものにつき必要な検査を行い、これらの不良品による事故を未然に防止することを目的とし、また、これらの添加物は検査に合格した旨の表示（合格証による封かん）がなされなければ、販売し、販売の用に供するために陳列し、または営業上使用することができなかつた。

しかし、昭和62年に食品衛生法施行令及び食品衛生法施行規則の一部が改正され、従来、都道府県知事又は厚生大臣が指定した者が行うこととなっていたタール系色素製材及びかんすいの検査は廃止された。

従って、昭和62年4月1日以降は、食品衛生法第14条の規定に基づく食品添加物の検査は、厚生大臣が行うタール色素のみである。

厚生大臣が行った製品検査

(タール色素)

	申 請 件 数	数 量 (kg)
平成7年度総数	34	8,081.55
平成8年度総数	28	5,076.725
平成8年 4月	0	—
5月	3	750
6月	5	184.825
7月	1	19.875
8月	5	909.775
9月	0	—
10月	0	—
11月	3	900
12月	7	1,382.5
平成9年 1月	0	—
2月	0	—
3月	4	929.75

第 5 節 シアン化合物含有豆類の処理状況

シアン化合物含有豆類の取扱いについては、昭和37年5月26日厚生省告示第192号をもって「豆類の成分規格」等が定められた。この運用については、同年5月26日環発第175号厚生省環境衛生局長による通達「シアン化合物含有豆類の取扱いについて」に基づき実施している。

この通達のなかで、シアン化合物含有豆類を使用する製あん業者は、知事等の承認を受けることとなっている。平成8年度に上記承認を受けている「製あん業者」は、都内で63軒（区内51軒、多摩12軒）であった。

また、承認製あん業者が平成8年度に購入したシアン化合物含有豆類の種類と数量は、下表のとおりである。

シアン化合物含有豆類の購入数量（平成8年度）

	総 数		ベビーライマ豆		バ タ ー 豆		サルタニ・サルタビ7豆等		
	袋 数	重量(t)	袋 数	重量(t)	袋 数	重量(t)	袋 数	重量(t)	
平成7年度	29,937	1,720.0	19,704	1,165.8	8,138	450.2	2,425	120.7	
総 計	28,653	1,654.2	18,304	1,100.0	10,074	541.5	255	12.8	
内 訳	4 月	3,326	172.1	2,308	121.5	913	45.3	105	5.2
	5 月	1,488	94.8	979	64.9	509	29.2	—	—
	6 月	1,725	103.9	1,021	65.3	704	39.2	—	—
	7 月	2,585	149.1	1,781	101.4	804	48.7	—	—
	8 月	2,268	118.0	1,378	72.8	890	44.6	—	—
	9 月	2,370	141.5	1,610	103.6	710	35.5	50	2.5
	10 月	2,194	137.2	1,285	83.3	909	53.9	—	—
	11 月	2,569	147.1	1,572	96.2	997	50.9	—	—
	12 月	2,981	169.3	1,878	111.9	1,103	57.4	—	—
	1 月	2,047	125.1	1,581	96.7	446	28.4	—	—
	2 月	2,284	127.1	1,321	79.0	863	43.1	100	5.1
	3 月	2,816	169.0	1,590	103.4	1,226	65.3	—	—

※ 重量（t）は小数点100分の1で四捨五入。

第 6 節 輸 入 食 品 対 策

1 輸入食品対策実施結果

平成 7 年、わが国の食料自給率はカロリーベースで 42% と、米が不作だった平成 5 年（37%）に次ぐ低い値となった。食品の輸入届出件数は過去最高（約 105 万件）となり、わが国の食生活はもはや輸入食品なしには成り立たない状況である。

一方、ポストハーベスト農薬などの農薬や動物用医薬品の残留、遺伝子組み換え食品の輸入など、輸入食品をめぐる都民の関心は高い。このような、都民の関心に応えるため、都は昭和 63 年から輸入食品安全対策を体系化し、毎年規模を拡大しつつ現在に至っている。

平成 8 年度の輸入食品対策実施結果は次のとおりである。

輸入食品対策実施結果

区 分	実 施 結 果
輸入食品衛生対策会議	(1) 設置年月日 平成 4 年 9 月 18 日 (2) 設置目的 都、特別区及び市町村の監視機関、検査機関及び消費者行政機関の相互連携を図りながら、①監視・検査計画の調整、②情報交換、③普及啓発活動の調整、④調査等を通じて、東京都における輸入食品の安全確保対策を推進する。 (3) 開催状況 平成 8 年 7 月 25 日 幹事会実施
情 報 収 集	海外の文献等の収集及び翻訳（一部翻訳） 米国のフードケミカルニュース（Vol. 38 No. 6～Vol. 39 No. 6）
海 外 実 態 調 査	厚生省の企画指導する海外事情視察団に 1 名参加 （平成 8 年 10 月）
検 査 の 充 実	(1) 輸入農産物の残留農薬検査 514 品目 (2) 輸入食品の放射能検査 681 品目
輸入業者等立入り指導	輸入食品監視班による立入り指導軒数 495 軒 収去検体数 4,614 検体

区 分	実 施 結 果
検 査 法 の 開 発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定外添加物（5物質） アリテーム（甘味料）、オレンジⅡ（着色料） オレンジGGN（着色料）、ギ酸プロピル（保存料） イソバレルアルデヒド（着香料） ○ 農薬（6物質） カルボフェノチオン（殺虫剤）、カルボスルフェン（殺虫剤） エトプロップ（殺虫剤）、ペノダニル（殺菌剤） ホルベット（殺菌剤）、イプロフェンホス（殺菌剤） ○ ホルモン剤（2物質） メチルテストステロン、メドロキシプロゲステロン
普 及 ・ 啓 発	<p>輸入業者を対象とした「輸入食品関係営業者講習会」を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開催日 平成8年3月14日 ○ 受講者数 240名 ○ 講習のテーマ及び講師 <ul style="list-style-type: none"> ① 最近の輸入食品の違反事例と自主管理について 東京都衛生局生活環境食品保健課 輸入食品・有害食品担当係長 山岸 善樹 ② 輸入食品の現状及びその検査について 社団法人 日本食品分析センター業務第一課長 佐久間 義則
自 主 管 理 の 支 援	<p>輸入業者自主管理の手引き作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 食品添加物インデックス編 500部 ② 器具・容器包装規格基準マニュアル編 500部 <p>輸入食品監視班による立入り指導時、又は、社団法人日本輸入食品安全推進協会を通じて配布</p>

2 輸入食品の放射能検査結果

昭和61年4月、旧ソ連チェルノブイリ原子力発電所の事故により、ヨーロッパ地域を中心に自然環境や食品等が放射性物質により汚染された。

このため、国は食品中のセシウム134及び137の放射能暫定限度を食品1kg当たり370ベクレルと定め、輸入時の検査体制を強化した。

東京都では、昭和61年度から、暫定限度を超えた輸入食品の排除を行うとともに、輸入食品の放射能汚染の実態を把握するために、食品の放射能検査を実施してきた。

平成8年度の検査結果は以下のとおりであった。

(1) 実施期間

平成8年4月から平成9年3月まで

(2) 実施機関

食品環境指導センター、市場衛生検査所及び多摩食肉衛生検査所

(3) 実施対象施設

デパート、スーパーマーケット、輸入業の倉庫等保管施設、中央卸売市場等

(4) 検査対象食品

ヨーロッパ等から輸入された食品

(5) 検査機関及び使用機器等

検査機関	使用機器	測定対象	備考
衛生研究所 市場衛生検査所 多摩食肉衛生検査所	ヨウ化ナトリウム(TL) ・シンチレーション・ ディテクター	セシウム134 及び137の 定量	測定時間：1,800秒 測定限界：50ベクレル/kg
都立アイソトープ総合研究所	ゲルマニウム半導体検 出器	γ線の核種分 析及びセシウ ムの定量	測定時間：20,000秒 以上 ※衛生研究所等の検査 の結果、100ベクレル/kg を超えた検体につい て、精密検査を実施 した。

(6) 検査結果

検査結果は別表のとおりであった。

681品目の食品について放射能検査を実施したところ、暫定限度を超える放射能を検出したものはなかった。

別表 輸入食品の放射能検査結果

(平成8年度)

食品の分類	品目数	主な輸出国	濃度区分(ベクレル/kg)					
			0 ～ 50	51 ～ 100	101 ～ 200	201 ～ 300	301 ～ 370	370を 超える もの
ナッツ類及び 同加工品	20	アメリカ、中国、イン ド、イラン等	20	—	—	—	—	—
香辛料	53	インドネシア、インド、 ギリシャ等	53	—	—	—	—	—
ジャム	14	イギリス、フランス、オ ランダ、ドイツ等	14	—	—	—	—	—
食肉及び 食肉製品	79	アメリカ、オーストラリ ア、台湾、ブラジル等	79	—	—	—	—	—
魚介類及び 同加工品	141	デンマーク、ロシア、ス 페인等	141	—	—	—	—	—
菓子	9	イタリア、デンマーク、 スイス、ドイツ等	9	—	—	—	—	—
ワイン	30	フランス、スペイン、ド イツ、イタリア等	30	—	—	—	—	—
穀類及び 同加工品	31	イギリス、アメリカ、ス イス等	31	—	—	—	—	—
野菜及び 同加工品	125	アメリカ、イギリス、イ タリア等	124	※ 1	—	—	—	—
チーズ及び 乳製品	32	デンマーク、フランス、 オランダ、ドイツ等	32	—	—	—	—	—
はちみつ	10	中国、ハンガリー、カナ ダ等	10	—	—	—	—	—
果実及び 同加工品	79	フランス、アメリカ、イ ギリス、フィリピン等	79	—	—	—	—	—
その他	58	フランス、オランダ、ベ ルギー等	58	—	—	—	—	—
合計	681		680	※ 1	—	—	—	—

※フランス産キノコ1検体から53ベクレル検出

3 輸入農産物の残留農薬検査結果

野菜や果実等、農産物の輸入量が増加する中で、ポストハーベスト農薬等の残留農薬の問題が指摘されており、これらに対する検査の充実が求められている。

東京都では、昭和63年度から都内に流通する輸入農産物及び市場に入荷する輸入農産物の残留農薬検査を行ってきたが、平成8年度の検査結果は以下のとおりであった。

- (1) 実施期間 平成8年4月から平成9年3月まで
- (2) 実施機関 食品環境指導センター及び市場衛生検査所
- (3) 検査機関 衛生研究所及び市場衛生検査所
- (4) 検査対象品目 (表1)

野菜、果実、穀類、豆類及びこれらの加工品等 110種類 514品目について検査した。

生産国を地域別にみると、北アメリカ州 197品目 (38.3%)、アジア州 149品目 (29.0%)、ヨーロッパ州49品目 (9.5%)、大洋州47品目 (9.1%)、中央アメリカ州36品目 (7.0%)、南アメリカ州23品目 (4.5%)、アフリカ州13品目 (2.5%)であった。また、生産国の上位8カ国は、アメリカ (186品目)、中国 (51品目)、フィリピン (46品目)、メキシコ (36品目)、ニュージーランド (27品目)、オーストラリア (18品目)、タイ (18品目)、台湾 (15品目)であった。

(5) 検査対象農薬

食品衛生法で定められた残留農薬基準、生産国における農薬の使用状況、残留基準などを勘案し、次の91種類の農薬から、生産地、農産物等の種類に応じて選択し、検査した。

なお、今年度から実施している輸入ベビーフードについては、69種類の農薬 (このうち14種類はベビーフードのみにつき実施) から選択して検査しており (第4章参照)、農産物の単純加工品に該当するものを本節の集計に含めた。

ア 有機塩素系農薬 18種

(7) 殺虫剤 12種

総BHC、総DDT、アルドリン、エンドスルファンI*、エンドスルファンII*、エンドリン、クロルデン、クロルベンジレート、ジコホール、ディルドリン、ヘプタクロル*、ヘプタクロルエポキサイド*

(4) 殺菌剤 6種

イプロジオン、カプタホール、キャプタン、クロロタロニル (TPN)*、ジクロラン (CNA)*、ピンクロゾリン

イ 有機りん系農薬 47種

(7) 殺虫剤 44種

EPN、アジンホスエチル、アジンホスメチル、アセフェート*、イソフェンホス、イソキサキオン、エチオン、エチルチオメトン、エトプロホス、エトリムホス、オメトエート*、キナルホス、クロルピリホス、クロルピリホスメチル、総クロルフェンビンホス (CVP)、サリチオン、シアノホス、ジオキサチオン、ジクロフェンチオン (ECP)、ジクロルボス (DDVP)、ジメトエート、ジメトン (O体、S体)、ダイアジノン、チオメトン、テトラクロルビンホス (CVMP)、テルブホス、トリクロルホン、パラチオン、パラチオンメチル、ピリミホスメチル、フェニトロチオン (MEP)、フェンクロルホス、フェンスルホチオン、フェンチオン (MPP)、フ

ェントエート（PAP）、プロチオホス、プロモホスエチル、ホサロン、ホスメット（PMP）、マラチオン、メカルバム、メタミドホス*、メチダチオン（DMTP）

(4) 殺菌剤 3種

イプロベンホス（IBP）、エディフェンホス（EDDP）、トルクロホスメチル

ウ カーバメイト系農薬 13種

(7) 殺虫剤 12種

アルジカルブ、イソプロカルブ（MIPC）、エチオフェンカルブ、オキサミル、カルバリル（NAC）、カルボフラン、ピリミカーブ、フェノブカルブ（BPMC）、プロボキスル（PHC）*、ベンダイオカルブ、メソミル、メチオカルブ

(4) 除草剤 1種

クロルプロファミ（CIPC）

エ その他の農薬 13種

(7) 殺虫剤 4種

クロルフルアズロン*、シベルメトリン*、ピペロニルブトキシド、ペルメトリン*

(4) 殺菌剤 5種

イマザリル、カルベンダゾール、ビテルタノール、プロシミドン、メプロニル*

(4) その他 4種

2,4-D（除草剤）、イソプロチオラン（殺虫殺菌剤）、臭素、ヒ素

* 輸入ベビーフードについてのみ実施した14農薬

(6) 検査結果

41種類93品目（18.1%）から22種類の農薬を検出した。検出した農薬及び農産物は、表2、表3のとおりであった。このうち、食品衛生法に基づく残留農薬基準を超える農薬を検出したものはなかった。

ア 生鮮野菜

30種類 116品目を検査したところ、7種類7品目（6.0%）から農薬7種類を検出した。

(7) EPN

おくら6品目中1品目（タイ産）からEPNを0.28ppm検出した。おくらはEPNの残留基準はなく、きゅうり等の残留基準値（0.1ppm）に比べると約3倍であった。また、EPNについて国際残留基準は設定されていない。

(4) ジコホール

きぬさや2品目中1品目（中国産）からジコホールを0.05ppm検出した。きぬさやにはジコホールの残留基準はなく、きゅうり等の残留基準値（2.0ppm）に比べると大きく下回っていた。

(4) キャプタン

カボチャ9品目中1品目（ニュージーランド産）から0.05ppm、しいたけ2品目中1品目（中国産）から0.01ppm、にんじん1品目中1品目（台湾産）から0.12ppmのキャプタンを検出したが、いずれも残留基準はなく、きゅうり等の残留基準値（5.0ppm）に比べると大きく下回っていた。

(1) BHC、アルドリン

まつたけ 3 品目中 1 品目（北朝鮮産）から総 BHC を 0.04ppm 検出した。まつたけには総 BHC の残留基準はないが、なす、かぼちゃ等の残留基準値（0.2ppm）を下回っていた。

また、同じ品目からアルドリンを 0.06ppm 検出した。まつたけにアルドリンの残留基準（ディルドリンに含まれる）はなく、キャベツ、きゅうり等の残留基準値（0.02ppm）やカリフラワー、セロリ等の残留基準値（検出しないこと）を上回っていたが、キャベツ、きゅうり等の国際残留基準値（0.1ppm）を下回っていた。

(オ) クロルベンジレート

ごぼう 2 品目中 1 品目（台湾産）から 0.01ppm のクロルベンジレートを検出した。

ごぼうについて残留基準はないが、トマトの基準値（0.2ppm）を大きく下回っていた。

イ 冷凍野菜

11 種類 28 品目を検査し、じゃがいも 3 品目中 2 品目（アメリカ産、ベルギー産）から 0.05、0.39ppm のクロルプロファムを検出したが、じゃがいもの基準値（50ppm）を大きく下回っていた。

ウ 乾燥野菜

6 種類 11 品目を検査したが、残留農薬を検出しなかった。

エ 生鮮果実

22 種類 209 品目中、15 種類 57 品目（27.3%）から 15 種類の農薬を検出した。

(ア) イマザリル

かんきつ 46 品目につきイマザリルの検査を行ったところ、8 品目（17.4%）（オレンジ 4 品目、グレープフルーツ 4 品目（いずれも全果：アメリカ産））からイマザリルを検出した。検出値は、0.1~1.3ppm であり、かんきつ類（全果）の残留基準値（5.0ppm）以下であった。なお、46 品目すべてにつき並行して検査した果肉からは検出しなかった。

(イ) 2,4-D

グレープフルーツ（全果）9 品目中 1 品目（南アフリカ産）から 0.05ppm、レモン（全果）3 品目中 1 品目（アメリカ産）から 0.02ppm の 2,4-D を検出した。2,4-D について残留基準は設定されていないが、国際残留基準値（かんきつ類：2ppm）を大きく下回っていた。なお、計 12 品目すべてについて並行して検査した果肉からは検出しなかった。

(ウ) クロルピリホス

オレンジ（全果）14 品目中 5 品目（いずれもアメリカ産）から 0.01~0.09ppm の範囲で、グレープフルーツ（全果）21 品目中 2 品目（アメリカ産、イスラエル産）から 0.03、0.07ppm、バナナ（全果）16 品目中 1 品目（フィリピン産）から 0.02ppm、レモン（全果）7 品目中 3 品目（アメリカ産 2、チリ産 1）から 0.02~0.05ppm の範囲でクロルピリホスを検出したが、いずれも残留基準値（0.3ppm）以下であった。なお、一部の品目について並行して検査した果肉はすべて不検出であった。

(エ) イプロジオン

キウイ 7 品目（全果）中 1 品目（ニュージーランド産）から 0.07ppm、チェリー 3 品目（全果）中 2 品目（アメリカ産）から 0.35、0.37ppm のイプロジオンを検出し

た。キウイについては、果肉に残留基準値（5.0ppm）があり、これを大きく下回っていた（果皮を除去した果肉はすべて不検出であった）。また、チェリーについては、残留基準値（10ppm）を大きく下回っていた。

(イ) メチダチオン

オレンジ（全果）12品目中2品目（アメリカ産）から0.06, 0.22ppm、グレープフルーツ（全果）21品目中2品目（アメリカ産）から0.11, 0.15ppm、マンゴー（全果）4品目中1品目（オーストラリア産）から0.06ppmのメチダチオンを検出した。メチダチオンについては残留基準の設定はなく、国際残留基準値（オレンジ・レモン・ライム2ppm以下）を下回っていた。なお、一部の品目について並行して検査した果肉はすべて不検出であった。

(ロ) エチオン

グレープフルーツ（全果）20品目中5品目（アメリカ産）から0.02~0.11ppmの範囲でエチオンを検出した。エチオンについては残留基準の設定はなく、国際残留基準値（かんきつ類2ppm以下）を大きく下回っていた。なお、10品目について並行して検査した果肉はすべて不検出であった。

(ハ) キャプタン

いちご（全果）3品目中3品目（アメリカ産2、ニュージーランド産1）から0.08~0.39ppmの範囲で、ぶどう（全果）6品目中1品目（チリ産）から0.3ppm、メロン（全果）6品目中1品目（ニュージーランド産）から0.04ppm、ライム（全果）2品目中1品目（メキシコ産）から0.28ppmのキャプタンを検出したが、これらの果実に残留基準の設定はなく、リンゴ、きゅうり等の基準値（5ppm）を大きく下回っていた。

(ニ) ビテルタノール

バナナ（全果）28品目中11品目（エクアドル産6、フィリピン産4、メキシコ産1）から0.05~0.17ppmの範囲でビテルタノールを検出したが、いずれも残留基準（0.5ppm）を下回っていた。また、28品目中9品目については、全果とともに果肉についても同時に検査し、1品目（フィリピン産）から0.05ppm（全果では0.1ppm）のビテルタノールを検出した。

オ 乾燥果実

7種類39品目中、4種類5品目（12.8%）から1~6ppmの臭素を検出し、その他の農薬は検出しなかった。

カ 穀類及びその加工品

11種類32品目中、9種類17品目（53.1%）から2種類の農薬を検出した。

(7) 臭素

9種類17品目（53.1%）から1~72ppmの臭素を検出したが、残留基準を超えるものはなかった。

(イ) クロルピリホスメチル

小麦粉5品目中1品目（アメリカ産）から0.08ppmのクロルピリホスメチルを検出したが、小麦粉についての残留基準値はなく、パン（全粒）に対する国際残留基準値（2ppm）を大きく下回っていた。

キ 豆類及び種実類

11種類29品目を検査したが、残留農薬を検出しなかった。

ク その他の加工品

12種類50品目中、5種類5品目（10.0%）から4種類の農薬を検出した。

(7) 臭素

菓子類4品目中1品目（インドネシア産）から臭素を2ppm検出した。加工品についての臭素の残留基準はないが、小麦の基準値（50ppm）を大きく下回っていた。

(イ) クロルプロファム

ポテトを原料とするマッシュポテト2品目中1品目（カナダ産）から0.03ppm、その他のポテト加工品1品目（スイス産）から0.01ppmのクロルプロファムを検出した。加工品についてのクロルプロファムの残留基準はないが、じゃがいも（生）の基準値（50ppm）を大きく下回っていた。

(ウ) その他

茶5品目中1品目（イギリス産）から0.05ppmのエチオンを検出した。茶についてエチオンの残留基準はなく、国際残留基準（緑茶、紅茶 5ppm）を大きく下回った。

マーマレード5品目中1品目（アメリカ産）から0.05ppmのカルバリルを検出した。加工品についてカルバリルの残留基準はないが、みかん・なつみかんの基準値（1.0ppm）を大きく下回っていた。

ケ ベビーフード（再掲）（第4章参照）

乾燥野菜に該当するもの5品目（にんじん、グリーンピース、かぼちゃ、さつまいも、ほうれんそう：いずれもアメリカ産）及び乾燥果実に該当するもの4品目（もも、りんご、バナナ、プルーン：いずれもアメリカ産）計9品目を検査したが、残留農薬を検出しなかった。

表1 種類及び品目数

(平成8年度)

分類	種類数	品目数	種類〔()内は品目数〕	
野菜	生鮮	30	116	かぼちゃ(16)、アスパラガス(12)、ブロッコリー(10)、おくら(7)、しいたけ(7)、きぬさや(5)、トレビス(5)、たまねぎ(4)、チコリ(4)、にんにくの芽(4)、パプリカ(4)、エシャロット(3)、ごぼう(3)、たけのこ(3)、トマト(3)、にんじん(3)、ベビーコーン(3)、まつたけ(3)、いんげん(2)、さといも(2)、セルリアック(2)、とうもろこし(2)、にんにく(2)、エンダイブ(1)、しょうが(1)、ピーマン(1)、ラディッシュ(1)、リーキ(1)、れんこん(1)、ワサビ(1)
	冷凍	11	28	えだまめ(9)、いんげん(3)、じゃがいも(3)、とうもろこし(3)、ほうれんそう(3)、グリーンピース(2)、さといも(1)、そらまめ(1)、にんじん(1)、ミックスベジタブル(1)、れんこん(1)
	乾燥	6	11	かぼちゃ(2)、グリーンピース(2)、スイートポテト(2)、にんじん(2)、ほうれんそう(2)、にんにく(1)
果実	生鮮	22	209	バナナ(39)、グレープフルーツ(31)、オレンジ(21)、キウイ(17)、ライム(16)、パイナップル(13)、マンゴー(10)、メロン(10)、レモン(10)、パパイヤ(9)、アボガド(6)、チェリー(6)、ぶどう(6)、いちご(3)、ライチ(3)、ザクロ(2)、むき栗(2)、オロブロンコ(1)、かき(1)、カクテルフルーツ(1)、チェリモヤ(1)、ポメロ(1)
	乾燥	7	39	プルーン(9)、バナナ(7)、パイナップル(6)、ぶどう(6)、あんず(5)、りんご(4)、もも(2)
穀類及びその加工品	11	32	玄そば(5)、小麦粉(5)、シリアル(5)、そば粉(5)、めん類(4)、コーングリッツ(3)、オートミール(1)、とうもろこし(1)、とうもろこし加工品(1)、ビーフン(1)、ライスペーパー(1)	
豆類	5	15	大豆(5)、小豆(4)、コーヒー豆(4)、ココア豆(1)、ベビーライマ豆(1)	
種実類	6	14	ピスタチオナッツ(4)、アーモンド(3)、カシューナッツ(3)、マカデミアナッツ(2)、くるみ(1)、松の実(1)	
その他加工食品	12	50	食肉製品(10)、果汁(5)、ジャム類(5)、茶(5)、トマト加工品(5)、マーマレード(5)、ワイン(5)、菓子類(4)、調理食品(2)、マッシュポテト(2)、製菓材料(1)、ポテト加工品(1)	
合計	110	514		

表2 検出した農薬と農産物

(平成8年度)

分類	農薬名(用途)	農産物名	検出数 / 品目数 (%)	検出範囲 (ppm)	参考 (残留基準等 ppm)
有機塩素系農薬	総BHC (殺虫剤)	まつたけ	1 / 3 (33)	0.04	食 かぶ等 0.2
	アルドリン (殺虫剤)	まつたけ	1 / 3 (33)	0.06	食 レタス等 0.02
	イプロジオン (殺菌剤)	キウイー (全果)	1 / 7 (14)	0.07	食 キウイー 5.0
		チェリー (全果)	2 / 3 (67)	0.35, 0.37	食 おうとう 10
	キャプタン (殺菌剤)	いちご (全果)	3 / 3 (100)	0.08~0.39	F/W いちご 20
		かぼちゃ	1 / 9 (11)	0.05	食 りんご 5.0
		しいたけ	1 / 2 (50)	0.01	きゅうり 5.0
		にんじん	1 / 1 (100)	0.12	
		ぶどう (全果)	1 / 6 (17)	0.3	
		メロン (全果)	1 / 6 (17)	0.04	
ライム (全果)	1 / 2 (50)	0.28			
クロベンジレート (殺虫剤)	ごぼう	1 / 2 (50)	0.01	食 トマト 0.2	
ジコホール (殺虫剤)	オレンジ (全果)	1 / 7 (14)	0.05	食 みかん 3.0	
	きぬさや	1 / 2 (50)	0.05	きゅうり 2.0	
有機リン系農薬	EPN (殺虫剤)	おくら	1 / 6 (17)	0.28	食 きゅうり 0.1
		オレンジ (全果)	1 / 14 (7)	0.03	
	トリメチオン (殺虫剤)	グレープフルーツ (全果)	1 / 11 (9)	0.11	
	エチオン (殺虫剤)	グレープフルーツ (全果)	5 / 20 (25)	0.02~0.11	F/W かんきつ類 2
		紅茶	1 / 1 (100)	0.05	緑茶、紅茶 5
	クロルピリス (殺虫剤)	オレンジ (全果)	5 / 14 (36)	0.01~0.09	食 オレンジ 0.3
		グレープフルーツ (全果)	2 / 21 (10)	0.03, 0.07	グレープフルーツ 0.3
		バナナ (全果)	1 / 16 (6)	0.02	バナナ 0.5
		レモン (全果)	3 / 7 (43)	0.02~0.05	レモン 0.3
	クロルピリスメチル (殺虫剤)	小麦粉 (全粒粉)	1 / 5 (20)	0.08	F/W パン (全粒) 2
パラチオン (殺虫剤)	オレンジ (全果)	1 / 14 (7)	0.02	食 みかん 0.3	
マラチオン (殺虫剤)	いちご (全果)	1 / 3 (33)	0.05	食 いちご 0.5	
メチアチオン (殺虫剤)	オレンジ (全果)	2 / 12 (17)	0.06, 0.22	F/W オレンジ 2	
	グレープフルーツ (全果)	2 / 21 (5)	0.15	レモン・ライム 2	
	バナナ (全果)	1 / 4 (25)	0.06		

分類	農薬名(用途)	農産物名	検出数 / 品目数 (%)	検出範囲 (ppm)	参考 (残留基準等 ppm)
カト I系 バ農 メ薬 イ	カルバリル(殺虫剤)	マーマレード	1 / 5 (20)	0.03	食 みかん・なつみかん 1.0
	カブプロファム(殺菌剤)	ポテト(冷凍)	2 / 3 (67)	0.05~0.39	食 ばれいしょ 50
		ポテト加工品	1 / 1 (100)	0.01	
マッシュポテト		1 / 2 (50)	0.03		
そ	2,4-D(殺虫剤)	ブルーベリー(全果)	1 / 9 (11)	0.05	F/W かんきつ類 2
		レモン(全果)	1 / 3 (33)	0.02	
	イマザリル(殺菌剤)	オレンジ(全果)	4 / 7 (57)	0.5~1.0	食 オレンジ 5.0
ブルーベリー(全果)		4 / 9 (44)	0.1~1.3	食 ブルーベリー 5.0	
	カベンダゾール(殺菌剤)	バナナ(全果)	1 / 9 (11)	0.13	
の 他 の 農 薬	臭素	あんず(乾燥)	1 / 5 (20)	3	食 あんず 20
		いちご	1 / 1 (100)	19	食 いちご 30
		オートミール	1 / 1 (100)	2	食 その他の穀類 50
		オレンジ(全果)	1 / 7 (14)	1	食 オレンジ 30
		菓子	1 / 4 (25)	2	食 小麦 50
		キウイ(果肉)	3 / 7 (43)	2~18	食 キウイ 30
		ブルーベリー(全果)	1 / 10 (10)	3	食 ブルーベリー 30
		玄そば	1 / 5 (20)	72	食 そば 180
		小麦粉	5 / 5 (100)	1~5	食 小麦 50
		コーングリッツ	2 / 3 (67)	2, 5	食 とうもろこし 80
		コーンミール	1 / 1 (100)	23	
		ザクロ(果肉)	1 / 1 (100)	7	食 ザクロ 60
		シリアル	2 / 5 (40)	2~5	食 その他の穀類 50
		そば粉	1 / 5 (20)	13	食 そば 180
		チェリー	3 / 3 (100)	1~6	食 おうとう 20
		パイナップル(乾燥)	2 / 6 (33)	2, 6	食 パイナップル 20
		バナナ(乾燥)	1 / 5 (20)	1	食 バナナ 20
		ぶどう	1 / 3 (33)	1	食 ぶどう 20
		メロン(果肉)	1 / 3 (33)	2	食 上記以外の果実 60
		めん類	3 / 4 (75)	2~8	食 小麦 50
ライスペーパー	1 / 1 (100)	4	食 玄米 50		
	ピテルナール(殺菌剤)	バナナ(全果)	11 / 28 (39)	0.05~0.17	食 バナナ 0.5
		バナナ(果肉)	1 / 9 (11)	0.05	

食：食品衛生法に基づく残留基準 F/W：FAO/WHOの最大残留基準

表3 農薬を検出した農産物

(平成8年度)

	品名(検査数*)	生産国	検出農薬	ppm	検査機関
生鮮野菜	おくら (4)	タイ	E P N	0.28	市場衛生検査所
	かぼちゃ (9)	ニュージーランド	キャプタン	0.05	
	きぬさや (2)	中国	ジコホール	0.05	
	ごぼう (2)	台湾	クロルベンジレート	0.01	
	しいたけ (1)	中国	キャプタン	0.01	
	にんじん (1)	台湾	キャプタン	0.12	
	まつたけ (3)	北朝鮮	総BHC アルドリン	0.04 0.06	
冷野菜 凍菜	じゃがいも (3)	アメリカ	クロルプロファム	0.39	都立衛生研究所
		ベルギー	クロルプロファム	0.05	
生鮮果実	いちご (1)	アメリカ	キャプタン	0.39	都立衛生研究所
			臭素	19	
	オレンジ(全果)(7)	アメリカ	イマザリル	1.0	
			クロルピリホス	0.07	
	(全果)	アメリカ	イマザリル	0.75	
			臭素	1	
	(全果)	アメリカ	イマザリル	0.54	
			イマザリル	0.5	
	キウイ(全果)(7)	ニュージーランド	イプロジオン	0.07	
			臭素	2	
			臭素	18	
			臭素	3	
	グレープフルーツ(全果)(9)	アメリカ	イマザリル	1.3	
			エチオン	0.08	
			イマザリル	0.18	
			臭素	3	
			イマザリル	0.51	
			イマザリル	0.1	
	(全果)	南アフリカ	2, 4-D	0.05	
ザクロ(果肉)(1)	アメリカ	臭素	7		
チェリー(全果)(3)	アメリカ	イプロジオン	0.37		
		臭素	6		
		イプロジオン	0.35		
		臭素	1		
(全果)	アメリカ	臭素	6		
バナナ(全果)(9)	フィリピン	ビテルタノール	0.1		
		ビテルタノール	0.05		

	品名(検査数*)	生産国	検出農薬	ppm	検査機関
生 鮮 果 実	バナナ (全果)	エクアドル	ビテルタノール	0.17	都立衛生研究所
		エクアドル	ビテルタノール	0.06	
		エクアドル	ビテルタノール	0.05	
		台湾	カルベンタゾール	0.13	
	ぶどう (全果) (3)	チリ	臭素	1	
	メロン (果肉) (3)	メキシコ	臭素	2	
	レモン (全果) (3)	アメリカ	2, 4-D	0.02	
	いちご (全果) (2)	アメリカ	キャプタン	0.36	市場衛生検査所
			マラチオン	0.05	
	(全果)	ニュージーランド	キャプタン	0.08	
	オレンジ (全果) (7)	アメリカ	クロルピリホス	0.09	
			クロルピリホス	0.04	
			クロルピリホス	0.03	
	(全果)		メチダチオン	0.06	
	(全果)	南アフリカ	パラチオン	0.02	
	(ネーブル) (全果)	アメリカ	ジコホール	0.05	
			メチダチオン	0.22	
	(ネーブル) (全果)	スペイン	EPN	0.03	
			クロルピリホス	0.01	
	グレイプフルーツ (全果) (11)	アメリカ	エチオン	0.11	
イソキサチオン			0.11		
メチダチオン			0.11		
(全果)		アメリカ	クロルピリホス	0.03	
			エチオン	0.02	
(全果)		アメリカ	メチダチオン	0.15	
(全果)		アメリカ	エチオン	0.07	
(全果)		アメリカ	エチオン	0.05	
(全果)		アメリカ	エチオン	0.03	
(スイーティー) (全果)		イスラエル	クロルピリホス	0.07	
バナナ (全果) (19)	エクアドル	ビテルタノール	0.15		
	エクアドル	ビテルタノール	0.13		
	エクアドル	ビテルタノール	0.13		
	フィリピン	ビテルタノール	0.1		
	エクアドル	ビテルタノール	0.06		
	フィリピン	ビテルタノール	0.05		
	フィリピン	ビテルタノール	0.05		
	フィリピン	ビテルタノール	0.05		
	フィリピン	クロルピリホス	0.02		
ぶどう (全果) (3)	チリ	キャプタン	0.3		
マンゴ (全果) (2)	オーストラリア	メチダチオン	0.06		

	品名 (検査数*)	生産国	検 出 農 薬 ppm	検 査 機 関
生 鮮 果 実	メロン (全果) (4)	ニュージーランド	キャプタン 0.04	市場衛生検査所
	ライム (全果) (2)	メキシコ	キャプタン 0.28	
	レモン (全果) (全果) (全果)	アメリカ	クロルピリホス 0.05	
		アメリカ	クロルピリホス 0.03	
		チリ	クロルピリホス 0.02	
乾 燥 果 実	あんず (5)	トルコ	臭素 3	都立衛生研究所
	パイナップル (6)	タイ	臭素 6	
		タイ	臭素 2	
	バナナ (7)	フィリピン	臭素 1	
	ぶどう (6)	オーストラリア	臭素 3	
穀 類 及 び そ の 加 工 品	オートミール (1)	アメリカ	臭素 2	
	玄そば (5)	中国	臭素 72	
	小麦粉 (5)	アメリカ	クロルピリホスメチル 0.08 臭素 1	
		アメリカ	臭素 5	
		イタリア	臭素 3	
		カナダ	臭素 1	
		カナダ	臭素 1	
		カナダ	臭素 1	
	コーングリッツ (3)	アメリカ	臭素 5	
		カナダ	臭素 2	
	コーンミール (2)	アメリカ	臭素 23	
	シリアル (5)	フランス	臭素 5	
		スイス	臭素 2	
	そば粉 (5)	中国	臭素 13	
	めん類 (4)	イタリア	臭素 8	
フランス		臭素 3		
エジプト		臭素 2		
ライスペーパー (1)	タイ	臭素 4		
そ 加 の 工 他 食 の 品	菓子 (4)	インドネシア	臭素 2	
	紅茶 (5)	イギリス	エチオン 0.05	
	ポテト加工品 (1)	スイス	クロルプロファム 0.01	
	マッシュポテト (2)	カナダ	クロルプロファム 0.03	
	マーマレード (5)	メキシコ	カルバリル 0.03	

* 各検査機関における検査数